

第八十七回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第十七号

昭和五十四年五月三十日(水曜日)
午前十時三十分開議

出席委員

委員長 橋口 隆君

理事 野中 英二君 理事 武藤 嘉文君

理事 渡部 恒三君 理事 岡田 哲児君

理事 渡辺 三郎君 理事 岡本 富夫君

理事 宮田 早苗君

理事 越智 通雄君 鹿野 道彦君

理事 佐野 嘉吉君 始関 伊平君

理事 塩崎 潤君 島村 宣伸君

理事 辻 英雄君 橋橋 進君

理事 野呂 恭一君 山田 久就君

理事 渡辺 秀央君 板川 正吾君

理事 後藤 茂君 上坂 昇君

理事 沢村 利久君 清水 勇君

理事 田口 一男君 塚田 庄平君

理事 中村 重光君 草川 昭三君

理事 玉城 栄一君 宮井 泰良君

理事 荒木 宏君 工藤 晃君

理事 大成 正雄君

出席閣務大臣 通商産業大臣 江崎 真澄君

出席政府委員 通商産業政務次官 中島源太郎君

通商産業大臣官房長 藤原 一郎君

通商産業省貿易局長 水野上晃章君

通商産業省生活産業局長 栗原 昭平君

資源エネルギー庁石油部長 神谷 和男君

中小企業庁長官 左近友三郎君

委員外の出席者

通商産業省立地公害局立地指導課長 稲葉 実君
労働省職業安定局雇用政策課長 白井晋太郎君
労働省職業訓練局訓練政策課長 守屋 孝一君
自治大臣官房企画室長 金子 憲五君
商工委員会調査室長 藤沼 六郎君

委員の異動

五月三十日

辞任

中西 啓介君

原田昇左右君

長田 武士君

大成 正雄君

同日

辞任

佐野 嘉吉君

塩崎 潤君

草川 昭三君

川合 武君

補欠選任

佐野 嘉吉君

塩崎 潤君

草川 昭三君

川合 武君

補欠選任

中西 啓介君

原田昇左右君

長田 武士君

大成 正雄君

本日の会議に付した案件

産地中小企業対策臨時措置法案(内閣提出第四八号)

○橋口委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、産地中小企業対策臨時措置法案を議題といたします。
質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。渡辺三郎君。

○渡辺(三)委員 まだ大臣がお見えになっておりませんから、最初は長官にお聞きをしたいと思

現在、政府が行っております産地中小企業の安定あるいは振興のためのいろいろな現行の制度、措置があると思っておりますけれども、この現行の制度なり施策というものは大要どのようなものになっておるか、これを最初にお伺いしたいと思います。

○左近政府委員 現在中小企業庁が中心になりましてやっております産地中小企業に対する対策というものでございますが、一番大きなポイントは、ここ数年來の不況、ことにそれが円高とかあるいは構造不況とか、そういう原因に由來する不況が非常に産地の中小企業に大きな打撃を与えておりましたので、対策の重点はむしろ緊急対策に置かれておったということが言えるかと思

そこで、緊急対策としては、これは必ずしも産地だけに限定してはおりませんが、円高対策というものがござ

企業に依存をしております地域、そういう地域における中小企業に対する対策ということで、特定不況地域対策法というものでござ

も緊急融資対策が中心でござ

な資金、大体五年ないし六年程度の長期運転資金を供給する、またそれに伴う信用補完制度を拡充する、あるいは税制上の措置をする、こういうふうな措置が進められてきてお

ということから、近促法の体系の中で五十三年度から産地についてのいろいろな計画をつくるというふうな点を考えるという政策で、要するに産地振興ビジョンを作成するための補助金の交付というようなことを考えて実施をして

います。ただ、これはいま申し上げましたように、ビジョンを描くというだけであ

の実行に当たっていろいろな助成をするということとは、まだ五十三年度は着手して

は、産地の振興という見地から工業再配置の促進費というものを準備いたしまして、その産地に新たな企業を持ってまいりまして、産地の振興を図るという対策も講じております。

大体以上が、最近において産地に対してなされた対策であるということが言えるかと思

○渡辺(三)委員 いまお聞きしましたように、主としてここ数年來の不況あるいは円高、こういう状況に対応したきわめて緊急な、臨時的な措置が中心だと思

それから、最後に長官が言われました工業再配置の問題にしましても、いま言ったような深刻な不況や円高の状況の中で、新たに誘導地域に対するあるいは産地に対する企業の張りつけというのは、御承知のように、たとえばそれぞれの団地などを見ましてもきわめて効果が薄いとい

か、そういう条件が一般的な条件としてないというところから思わしく進んでない、こういうふう

の関連でお聞きするわけですが、この法律によって産地中小企業というものをどういうふうな位置づけをしていくのか、そのねらい、こういうものについて、きのう来議論がありましたけれども、一応もう一回お聞きしておきたいと思うのです。

○左近政府委員 本法案のねらいについて御説明申し上げます。

先ほど申し上げましたように、中小企業の産地の実態に対処いたしまして、緊急対策を中心にするような施策を講じてきたわけでございまして、その施策自体はそれなりに効果を上げたわけでございしますが、その対策は、緊急対策という名のとおりに、当面の中小企業に対する不況の打撃を回避する趣旨でございまして、たとえば長期運転資金でつなぎ資金を出すということでございしますが、これは当面倒産等の問題を回避できますけれども、つなぎ資金ということで延ばした問題は後に残っておるわけでございまして、したがって、こういう当面の対策がある程度成果をおさめた後には、それに接しまして基本的な対策が必要であらうというふうに考えたわけでござい

ます。ことに、円高と申しますのは、一昨年来円高の幅が相当高ございまして、仮にある程度景気が安定をいたしましたとしても、また円がある程度下がりましたも、一昨年来と比較いたしますと円高はまだまだ程度が厳しいというようになっております。したがって、景気が回復したからものと状態に返るといふことではなくて、不況になる前と不況後との間に構造的な変化が見出されるというところとございまして、そういう構造的な変化に対処するためには、中小企業の体質を改善しなければいけないという問題がございまして、したがって、本法案のねらいは、そういうふうな景気の回復過程において経済情勢が構造的に変わってきたことに対して、中小企業の体質を改善して、新しい経済情勢に対して適応できるように中小企業を持っていくということでございまして、これまでやってまいりましたものが短期的、それから言葉が若干不適当かもしれませんが、後ろ向き対

策であるということであるとすれば、この法案は将来に向かっての長期的な構造改善対策であり、その意味では前向き対策であるというように考えられております。本法案はそういうねらいをもって立案されたものでございまして。

○渡辺(三)委員 おっしゃる通りに、この法案はいわば中期、まあ長期とは言えないかと思ひますが、けれども、七年間というふうな見通しをつけたがら、いま長官が答弁されたように、産地の中小企業そのものを体質を強化していく、そのためのいろいろ必要な措置をこの法律の中に盛っておる、こういうことだと思ひます。

それからもう一つは、いままでの緊急措置と若干違ふというふうな私どもこの法案を見て考えますことは、それぞれの産地の盛衰は、もちろん地域経済に非常に大きな全体的な影響を及ぼすわけでありまして、けれども、この産地が都道府県等と十分な連絡をとり合ひながら、そこでは振興計画をつくつたりあるいは合理化計画をつくつてそれを進める、こういう産地それ自体の自主的な一つの体質強化の方向、これについて政府なり都道府県なりがそれ相応の対策、措置をする、ここに一つの大きな特徴があるようにも見るわけであります。その点についてはどうお考えですか。

○左近政府委員 その点は、やはり本法案の考え方は御指摘のとおりになっておると思ひます。と申しますのは、これはつまり、いま申しました本法案のねらいに即するための振興手段の問題でございまして、これにつきましても、一昨年、昨年来の不況から、これを何とか打開しようという産地の努力の過程をながめると、産地産地の実態に即した新製品をつくること、新技術を開発するということがやはり成功しておる。そしてその産地でなければできないようなものをつくつていくというふうなことが、新しい体質改善に一番効果があるというふうな結果が実例として出てきております。したがって、われわれといたしましては、政策手段としては、仰せのとおりむしろ産地の実態に即した対策を実施する、そのためには産地自

体の自主的な力を生かすとともに、産地の実態を非常によく把握しております自治体を中心に施策を進めていく、国はその自治体なり産地の事業者の方々の自主的な努力を応援をしていくというふうな形が一番適当ではないかというふうに考えまして、現在のような施策の形になっておるわけでございまして。

○渡辺(三)委員 産地がその実情に応じて自主的に具体的な計画を立てる、それを十分に検討しながら都道府県が承認をする、こういう一つの筋の立て方といえますか、これは私も賛成です。ですけれども、それをどのように国や都道府県が支えていくか、この問題が実は非常に大きな問題であります。産地それ自体もそれを渴望しておるのだと思ふのです。そういう観点から言つて、法案に盛り込まれたような助成措置といひますか、あるいは指導的、助言的なその内容が十分なのかどうかという問題について、やはり少しく私どもとして議論があるわけであります。これは後でまたお伺いをしてまいりたいと思ひます。

そこで、第一条の「目的」でありますけれども、この中で例示されておる「円相場の高騰」、この意味については、きのうも同僚議員からいろいろ質問がありました。そしてそれに長官も答えられたわけでありまして、さらにこの点はひとつはつきりと改めてお聞きをしておきたい、こういうふうな考えるわけでありまして。

そこでお聞きするのですが、「円相場の高騰」というふうなところで例示されておりますけれども、これはいつあるいはどの程度のことを起点として、それから上がったか、こういうふうな判断をなさっておるのか、きのうも若干この点についてはやりとりがありましたけれども、改めてお伺いしたいと思います。

○左近政府委員 円相場の高騰というものにつきましてわれわれが考えておりますのは、最近時点において対策が講じられた事態ということとございまして、これは昨年の年初にいわゆる円高対策法というのを制定していただきましたけれども、

そのときはその前年の中ごろ、つまり昭和五十二年の中ごろから、そのときは大体一ドル二百八十円から二百七十円台でございましたが、それから逐次上昇いたしました。昨年の年初には二百四十円台になった。そのときに円高対策法ができたわけでございますが、その後も上昇を続けて、昨年の十月末には百七十円台にもなったというところでございまして、大体円の高騰といふものを最近の政策対象として考えておりますのは、一昨年の中ごろからの円の上昇ということを対象にしておるわけでございまして。

○渡辺(三)委員 きのうの長官の答弁では、最近のレートは、五月段階で二百四十円、五月の分としては二百十九円というふうな答弁がございました。これは、いま長官もおっしゃる通りに五十二年の中ごろは二百七、八十円、それがその後順を追ってずっと、若干の変動はありますが、けれども上がってきた、こういうふうな状況下にあるわけですが、当時も零細な中小企業は非常にこの影響を深刻に受けたわけであります。私も当時幾つかの産地を見て回りましたが、円相場の高騰による打撃の実態というものをいろいろ聞かしてもらいました。しかし、この法律は言うまでもなく七年である。したがって、今後の円相場の見通しがどのようになるかということ十分に頭の中に置きながら対処しなければならぬという性格を持つておるわけであります。そういう意味では、ここには例示として「高騰」というふうな例示を特記することがいいかどうか、この問題について若干意見があるわけでありまして。

実は円の変動が激しい当時、たとえば当委員会においても何回か経企庁長官やあるいは通産大臣に対してその見通しをお聞きしました。一昨年来何回かこの問題は議論になりましたけれども、もう一カ月先、二カ月先の見通しがとんとん変わる、こういうふうな状況を私どもは激しく経験をしたわけですが、今後、やや安定期に入つたとはいふものの、必ずしもいまのような状況で推移するの

どうか、こういう点から言うとな非常に不安があるのではない。特に七年間というふうな年月を見通してこれを言う場合にはなおさらのことだ、こういうふうな思ふわけですね。そういう意味で今後の見通しを、これは大臣にお聞きすればいいと思うのですけれども、長官はどのように見通されておられるのですか。

○左近政府委員 この為替の変動というものがつきまちは、現在のような、国際的に各国がやっております変動相場制の前途を見通すことは非常にむずかしいものでございまして、ことに短期的には相当な変動があるというの事実として変動相場制を採用して以来出てきておるわけでございす。ただ、ある程度長期的に見れば、やはり各国の経済力というものがその相場にあらわれてくるというのが定説でもございすし、またそうであらうとわれわれも考えるわけでございす。そういういたしますと、いまの経済状態、これもまたエネルギーの状態その他いろいろ変わりますので何とも言えませんが、少なくとも現在までの経済情勢を見れば、日本の経済力というものの高まりを反映しまして、過去のような水準にまた長期的に戻っていくというよりはあり得ないのではないかと、やはりある程度の、昨年の百七十円というよりは、少なくとも昨年段階では行き過ぎであろうというふうなわれわれも考えますけれども、やはり長期的に見ても、一昨年の水準より上がりこそすれ下がっていくということはないのではないかと、このがわれわれの基本的な考え方だということにわれわれ考えておるわけでございす。

○渡辺(三)委員 関連してお聞きしますが、第二条の定義の中に、輸出の減少、それから「経済的事務の著しい変化によつて生ずる事態」、この中で、「その業種に属する事業の目的物たる物品の輸出が円相場の高騰により減少すること」、それから「その他の経済的事務の著しい変化によつて生ずる事態であつて政令で定めるものに起因して」云々、こういうふうにあるわけですが、この「経済的事務の著しい変化によつて生ずる事態であつて政令で定めるものに起因して」ということを予定しているのですか。

○左近政府委員 いま御指摘の部分は、「輸出が円相場の高騰により減少すること」というのは一つの例示でございまして「その他の経済的事務の著しい変化によつて生ずる事態」というものを政令であわせて指定をしようということとございすので、現時点で考えております政令の案といたしましては、ここにあります輸出が円高によつて減少するということが一つと、それからやはり円高によつて輸入品が増大したとして、つまり代替品の輸入が増大したとして、この事業者の生産する物の生産が撤退するというところでございすので、円高によつて輸出、輸入両面の事態をこの政令で指定をしたいというふうな考えております。

それから、これは現在の時点でございますが、将来われわれが検討を続けまして、これは七年の期間があるわけでございすから、われわれが検討をいたします態度といたしましては、やはり短期的な景気変動というものは除外をいたしまして、これはいわば構造改善、体質改善法でございすから、長期的に経済事情が構造的に変わったというふうなものの、その業種につきまして構造的な変化があるというふうなものがあつて、これに追加していくということとございまして、これは今後絶えず検討を続けた上で、もし必要なものがあれば、そのときに時を移さず政令に追加していくということにならうかと思ひます。

○渡辺(三)委員 時間がありませんから余り詳しくは言いませんけれども、原油の輸入価格の推移、ここ一、二年来ずっと見てまいりますと、これは今後ともそうでありまされども、相当の高騰が続くだろう、こういうふうなことは見るわけであります。こういったいわば原料あるいは材料の値上がり、こういうふうなものも当然の中には、若干のものは別として、著しいという変化が来れば当然この要素というものがこの中に入らなければならぬ、こういうふうな考えるわけですね。

ども、その点はいかがですか。

○左近政府委員 原油の値上がりその他資源の値上がり傾向というのはいまございすので、そういうものが相当程度に、これまた円高と同じでございまして、多少の値上がりというものは構造的な問題にならないと思ひますが、相当な値上がりをしてしまつて、しかもそれが長期間続くというふうな事態がはつきりいたしましたら、これについてはやはりこの政令に指定するものになるかもしないというところで検討に値するものように思ひます。したがって、こういう点については絶えず事態の推移を見ていかなければいけないと思ひますが、いまのような問題も、構造的変化に及ぶような重大な状態に達すれば十分考慮に値するということに考へるわけであります。

○渡辺(三)委員 そこでまた一条に戻るわけでありまされども、今回出された法案は、単に円高法の延長というふうな狭い範囲内では私どもは考へたくない、こういうふうな思つておるわけですね。そういう意味からすれば、確かに五十二年の七月八月あるいは六、七月段階の円相場の基本にして考へれば、いま長官がお話になつたようにそれ以下に円が下がる、そのことによつて大きな経済的な変動が産地中小企業を襲うというふうなことはないかもしません。五十二年の夏場に基点を置けばそういうふうな確かになる。しかし最近はずっと円高傾向が続いておりますから、これは仮の話でありますけれども、五十四年の五月、今日の段階における相場が、今度は逆に、そういうふうな円相場の相場を一つの現実のものとしながら、これに対応するようないろいろな施策、あるいは産地中小企業それ自体もそれに対応するような企業体質、こういうものを基礎にして企業活動を進めていく、それが逆な現象で、今度は非常に円安の傾向が急激に出てくるというふうなことだつてあり得るわけでありますし、円安の傾向が全部産地中小企業に対してプラス要因かと言つと、必ずしもそうはいかないと思ひます。変動それ自体が非常に問題なんです。そういうふうな点

から言へば、一条の例示としてこの「円相場の高騰」という、一つの例示ですから理解はできるのですけれども、こういう形で例示するよりは、むしろ私は円相場の高騰の著しい変動であるとか、そういうふうなものと広い意味で例示され、なおかつ「その他の最近における経済的事務の著しい変化」と、こういうふうにした方がすんなりと素直な書き方ではないか、こういうふうな考へるのですけれども、これは後で大臣からも時間があれば重ねてお伺いしなければならぬと思ひますが、長官としてはいかがですか。

○左近政府委員 この部分は、いまお話にありましたように、経済事情の著しい変化についての一つの例示でございすますが、例示といたしましては、やはり一昨年の夏以来の円高というものが中小企業に非常に広範に影響を与えた、ことに産地の中小企業に対しては、日本全国に大きな影響を与えたということが言えると思ひますし、それゆゑにこそ、その後円高対策法というものも御制定願つたわけでございす。したがって、最近の時点における一番目につく問題は、このこととございす。しかも、先ほど申し上げましたように、最近若干円安の傾向があるといつても、一昨年の水準に比べてはまだ相当に高いし、しかも過去の円高時における傷跡を中小企業は皆それぞれ持つておる。ですから、その傷跡を早くいやさなければいけないという問題があるという時点を考えますと、現在の時点における例示としてはこれが一番包括的かつ適切ではないか。御指摘のとおり将来の考へられる問題でございすますが、これは将来の考へられる問題でございすとして、現実にある大きな問題というのにならなかつて、これが例示としては一番適切ではないかというようにわれわれは考へておるわけでございす。

○渡辺(三)委員 産地中小企業の本質的な体質強化といふことが、あるいは長官もしばしば御答弁になつておるような新しい意味での構造改善といふ私には固執するようでありまされども、もっと広

い意味で、しかも七年間という中期の見通しを前提にした法案でありますから、これは最近の状況から言えば確かに例示としての適切さはあると思います。私はそれは否定をしません。しかし、いま申し上げましたような事情からすれば、円相場の変動というふうにもっと広い意味での包括的な表現をした方が、例示としても決して間違っていないし、その方がより実情に合っており、こういうふうに考えるわけです。

時間の関係がありますから、これはまたさらに後に譲ることにしまして先に進みますけれども、この産地中小企業の体質改善の問題については、御承知のように第八十五国会、去年の十月に「現下の経済情勢に対応する中小企業対策の強化に関する件」、こういう決議をやっております。この四項目の中で、「中小企業産地については、抜本的な体質改善を行い、その振興を図るため、早急に対策を確立すること。」というふうに、当局もそうでありましたけれども、私も委員会としてもこの問題についての本当の意味での体質強化を図るためのいろいろな具体的な施策、これをとにかく早急に確立をしなければならぬ、こういうふうな立場での決議を上げた。そういう意味で、いわば産地中小企業にとっては非常に渴望された法案だと思っております。それにこたえてこれを出されたいと思っております。中にはまだまだ十分過ぎる。これは一気にかかれないというふうにおっしゃれば身もふたもないわけでありまして、けれども、しかし産地の中小企業が非常に強く望んでおった、それにこたえる法案としてはいささか十分過ぎるのではないかと、こういうふうにお考えでおるわけでありまして、その幾つかはきのう来の質問にもありました。そこでひとついろいろお伺いをしたいと思っております。

産地中小企業対策という意味ではありませんけれども、自治省では特定不況地域振興総合対策というものを立てて、現にそれが進められつつあるわけです。そこでまず最初に自治省からお見えになっていると思っておりますからお聞きしたいわけでありまして、自治省が進められておる内容を見ますと、対策実施方針によって選定された地域数が百三十三地域、それから関係する市町村の数が百八十一市町村、相当広範になっております。こうした地域には通産省指定の特定不況地域、これがすべて含まれているというふうに見るわけでありまして、昭和五十三年度における財政措置、地方債の追加許可あるいは特別交付税の措置、こういうものが行われてきたと思っておりますが、五十三年度における財政措置の中身について、自治省の方からちょっとお伺いをしておきたいと思っております。

○金子説明員 自治省の方で行っております不況地域についての地方公共団体の行った事業、これについての財源措置でございますが、公共事業等の振興策につきましては別といたしまして、県、市町村の単独事業、これについての起債の充当を六十一億ほどやっております。それから特別交付税でございますが、百五十四億、このような数字に相なっております。

○渡辺(三)委員 そこで、重ねてお伺いするわけですが、これは自治省の方からお答えを願った方がいいか、あるいは長官の方がいいか判断をしていただきたいのですが、いま自治省が言われました五十三年度の措置、これは、お伺いしますと五十三年度に限ったものではなくて、必要によって今後も続けるといってお話のようであります。この自治省の行われておる財政措置と、今度の都道府県で行う産地中小企業のいろいろな施策、これは財政的な連動をどのようにお考えですか。

○左近政府委員 われわれの理解しておるところによりますと、自治省が現在施策を講じていただいております内容は、中心は不況によつて不況の要因はいろいろございますが、地方の経済が非常に窮乏する。それに伴って自治体の運営も非常にむずかしい。それで、自治体が自身自身の窮乏から脱出し、また地域の経済をよくするといったための施策を講ずるに当たって、必要な財源措置を応急的に措置していただくということ

であらうかと思いますが、先ほどから申し上げておりますように本件は長期的な構造政策でございます。したがって、自治省の現在の主眼点からは若干遠く要素も出てくると思っておりますけれども、また自治省として将来こういう長期的な構造政策についてもいろいろな御配慮が願えれば、われわれとしては非常に望ましいわけでございます。

そういう意味において、今後とも自治省とも御連絡をとりながら、通産省、中小企業庁がやっております政策と自治体の政策とをうまくすり合わせることでございような財政的な基礎がとれるように、自治省にもよくお願いをしてみたいと思っております。

○渡辺(三)委員 自治省でやりになっておる対策の中で、振興総合対策要綱、こういうものが当然あるわけでありまして、この中身を見てまいりますと、必ずしも産地中小企業と特定不況産業はイコールでありませんから、その点は十分理解した上で御質問申し上げておるつもりであります。それにしても、「不況産業である企業及びその関連企業の経営安定に関すること」あるいは「雇用安定対策に関すること」、「企業の業種転換の促進その他地域経済の構造改善のために必要な施策」、こういうふうな、当然今度の法案にもある意味でかわり合ってくる問題がこの対策の中に幾つかあるわけでありまして、そして、それを推し進めるために特交なり起債なり、そういうふうな措置をとられておるわけでありまして、そういう面では本法案の中で今度はいろいろな施策を通産省がやりになる。国としてもやるし、都道府県に対してもやらなければならぬし、都道府県もやる、それから産地の組合自体はもちろん自助努力で、その補助、援助を受けながらやっていく。こういうふうになりますと、とりわけ地域の中で考えますときには、自治体のおやりになるいろいろな施策が今度の法案とも非常に密接に絡んでくるのだというふうに私は理解をするわけですから、そうでなければまた総合的な成果は出てこな

いだらうと考えるわけです。いま長官が述べにありましたけれども、十分に緊密な連携をとりながら、それぞれねらいは別にありますけれども、一致する面が非常に多いわけでありまして、その点は十分に配慮をしていただきたい、こういうふうに重ねて要望申し上げておきたいと思っております。なお、いまの問題に関連しまして、自治省側の御見解も承っておきたいと思っております。

○金子説明員 私どもも特別交付税におきまして、地方公共団体の行う事業につきまして、特別の財政需要がある場合には財源の措置をいたしておりますが、必ずしも産地中小企業だけというふうに限って考えてはおりませんが、産地中小企業も含めまして、企業活動が不振になる地域がある、それに対して地方公共団体が対策を講ずる、それに伴って何らかの財源措置が必要であるというふうな場合には、特別交付税で十分に配慮してまいりたいと考えております。

○渡辺(三)委員 重ねてもう一点だけ自治省にお伺いしておきますが、先ほど私意見の形で申し上げましたが、五十四年度あるいはそれ以降も引き続きこの対策は前進になる、こういうふうにご確認させていただいてよろしいでしょうか。その点だけ。

○金子説明員 特定不況地域につきましては地方公共団体の要綱は、一応三カ年計画ということで作成をしております。その間経済情勢がどのように推移するか、その辺のところを見ながら私どもの方は対応してまいりたいと考えております。

○渡辺(三)委員 次に、本法案の三条、四条、振興計画、合理化計画のいわゆる「関連事業者」でありますけれども、この「関連事業者」というのは具体的にどのようなものを想定しておられるのか、この点をできるだけ具体的に明確にお願いしたいのです。

○左近政府委員 関連事業者として指定することをお考えしておりますのは、一つは特定業種に属する事業の部品あるいはその一部になります半製

品をつくるもの、あるいは原材料をつくるものというふうなものを考えております。つまり、その製品ができるに当たって必要不可欠なものを一つ一つ、供給する必要があるものは関連事業者と考へております。もう一つ、できました製品を販売するという面で、問屋さんとか流通業者も一体にならないとなかなか特定業種の振興を図ることができませんので、そういう流通関係の販売業者というふうなものを含めることを考へております。大体大きく分けてこの二つを主として関連事業者と考へておりますが、そのあとは実態に応じまして、その特定事業の振興に必要不可欠なものとなるべく広く入れ込みたいと考へております。

○渡辺(三)委員 細かい内容にわたつてのお伺いになります。産地の中小企業が振興計画をつくるあるいは合理化計画をつくる、こういう場合には、いま長官が答弁になった関連組合も含めた形でそれが進められていくというふうなことになると思います。その場合の関連組合、本体の産地中小企業の組合と関連業者といいますが、それは一体の組合というふうな形で振興計画を準備する、それを都道府県の知事が承認をする、こういう形になりますか。それははい、ゆるゆるの本体である産地中小企業の組合と、それから関連、これが一本の組合というふうな形で承認を求めるといふ形になりますか。

○左近政府委員 振興計画自身は、これは一本のものにする必要があるというふうな考へております。しかし、その計画を実施する主体は、本体の特定業種の組合とそれから関連業者、これは関連業者の組合であっても個々の関連業者であってもいいのですが、これはやはり実施主体は別々になる。そういう実施主体が別々なものが共同して一つの計画をつくり上げて承認を求め、こういう形になろうかと考へております。

○渡辺(三)委員 そこで、時間ありませんから第八条に進みますけれども、「雇用の安定」、この問題で、いわゆる関連事業者をここでは対象から

外しておりますね。三条、四条については、振興計画、合理化計画についてはいま長官が答弁になったとおりなんですけれども、雇用安定という条項ではこの関連事業者というのは対象から外される、こういうふうな形になっておるのですが、これはどういう立場からそのようにされておるのですか。

○左近政府委員 本法は、申すまでもなく特定事業に従事しております企業の産地の振興というのを主眼としておりますが、その企業の産地の振興に必要な範囲において関連事業者の振興も図っていくというのがこの立場でございます。そこで、雇用問題につきましては、産地の特定業種の雇用状態が悪いからといって、必ずしも関連業者の雇用もございまして、これは必ずしも一体的に考えられる部分ではないだろうということになります。法律制定のときに、法制的ないろいろな議論がございまして、やはり法制的にはここに挙げるのは、法律としては不適当ではないかという判断になったわけでございます。

しかしながら実態的に申し上げますと、法律的に割り切るといだけでは済まないといわれれば思つております。また、そもそも本条は宣言規定でございます。『努める』というふうな宣言規定でございますから、この範囲になくてもわれわれの努力はやる必要があるし、またやれるというふうな考へておりますので、その必要が生じた場合には、こういう関連事業者の雇用についてもわれわれはやらなければいけないというふうな考へておりますし、実際問題といたしましては、これは労働省がいろいろ施策を講ずるに当たつて、こういう産地中小企業に対して特段な配慮を願うというところでございまして、われわれがいろいろ労働省にお願ひをして、こういう産地の中小企業者に対する優先的な配慮を求めるといふのがこの規定の趣旨でございますので、必要が生じますれば関連事業者についても必要な要請をするというこ

とわわれも十分に考へていきたいというふう

に考へております。
○渡辺(三)委員 三条、四条で明らかのように、本体である産地中小企業者、しかしその体質改善、振興のためにはどうしてもそれだけでは限定できない。したがって、先ほど長官が答弁になつたような関連業者というものの一つの振興計画の中に入れて、そして一体のものとしてこの措置をとつていかなければ、実質的には達せられないといふことが厳然として三条、四条の中では明らかになつておる。したがって、その関連業者の雇用が本体である産地中小企業と同じように安定しておらなければ、あるいはもし問題があつた場合にはそれに対する措置が行われなければ、私は片手落ちになると思つたのです。宣言というふうにおつしやいました。確かにそうです。だから外してもいいという理屈にはならないだろう、私はこういうふうな思ふわけでありまして。しかもそれは無条件で全部措置をしなければならぬということではなくて、これはもちろん本体である産地中小企業でありますけれども、『経済的事情の著しい変化により事業活動の縮小等を余儀なくされたもの』の雇用する労働者について、こういうふうになつておりますから、そうでなければ必要ないわけなんです。このようになつた場合には、やはり産地中小企業と同じように、これは不可欠のものとして、関連事業者の失業の予防やその他この書いてある雇用の安定を図るための必要な措置は当然必要であらうし、目的を達する意味においてはここに明示しておいた方がより明確になつてよろしい。宣言規定とはいひながら、それはやはりここに入れるべきだといふふうに私は考へております。

それから八条の後ろの方の、『職業訓練の実施、就職のあつせんその他その者の職業及び生活の安定に資するため必要な措置』これについても全くいまだ明瞭な意味で、関連業者を含めてこの中では明確にしておく必要があるのではないかと、こういうふうには私は考へるわけでありまして。時間があると十分はどうかありませんから、せっかく労働省お見えになつておりますので、この問題については労働省からもひとつ見解をお伺ひしておきたいと思ひます。

○白井説明員 お答えいたします。
法文上の問題は、いま通産省の方からお答えいただきました。法制上の問題その他が関連いたすと思ひますが、元来この法律は前向きな長期的な構造対策をやらうものであつて、従来の不況対策とは違つたわけでございまして、従来、離職その他雇用に影響を持つことも十分考へられますので、その点につきましては、法律のこの協議に当たりまして、通産省とも、この振興計画または事業合理化計画の作成等に関連いたしました、労働者の雇用の安定に十分配慮したものであることを確認すると申します。そのような形について今後協議を進めることにいたしております。そういうことで、全体的には、そういう計画の中の雇用問題については十分協議を進めさせていただきたいと思ひます。

なお具体的には、この八条に関連いたしましては、主体はここにございまして中小企業者であるわけでございますが、従来から雇用安定資金制度、それから職業訓練や就職のあつせんにつきまして、今国会で雇用保険法の改正等をお願いいたしまして、さらに対策を強化いたすことにいたしております。そういう点の強化と、さらには中小企業者に対します適用要件や助成率を厚くするというようなことでこれらの対策を十分進めてまいりたい。また関連業種対策もそれに関連して出てくる場合には十分進めてまいりたいというふうに思つております。

○渡辺(三)委員 いまの点は、私が先ほど申し上げましたような主張をこの際強くしておくとどめです。

次に、最後の質問になりますけれども、せっかく大臣が来られましたから、もう一回聞き直して大臣からお聞きしようかと思ひます。
先ほど申し上げましたように、八十五国会で私も、この産地中小企業の体質改善を早急に強

めるような、具体的な法律の提出をその中身の意味として含めた要望決議を行ったわけであり、また、確かに幾つかの面で大きな前進といえますが、要望にこたえる面はありますけれども、しかしそれにもかかわらず、まだまだ不十分な点があるわけでありまして、特に振興計画の中で新商品または新技術の開発はどのようにして具体的にやっていくとするのか、それから需要の開拓、いずれもここに書いてあることは非常に必要なことなんです。必要なことで、産地の中小企業も一生懸命がんばっているわけです。しかし、なかなかそれが思うようにいかない、これが実態です。これは長官よくおわかりのとおりであります。この問題に対して、中小企業庁としては一体的にはどういう手段といえますか、あるいは考え方をもちましておられるのか、これは基本的な問題であり、また、ひとつ改めてここでお願いしておきたいと思うのです。これは、産地の中小企業は全くそのとおりだというふうに考えていると思う。なかなかそれができない。なぜできないのか、どういふふうにしてそれを打開するのか、体質強化というふうにいいますけれども、それはどのようにすれば成っていくのか、この点をひとつ長官からお伺いしたい。

○左近政府委員 中小企業の構造改善と先ほど申し上げましたけれども、それを実施していくというところは、価格競争によらない、いわゆる非価格競争力をつけるということが今後一番重要ではないかというのがわれわれの認識でございます。そのためには技術促進する、それから商品の開発能力をつける、そしてまたそういうものは、つまり具体的に商品をつくるということではなくて、その商品をつくり上げていく力をつけるということでございます。それはやはりその企業あるいは組合における人材を育成していくということが中心になっていくわけでございます。それについては長期的な心構えでやっていかなければいけないものでございますので、一年とかいうところですぐに効果をあらわし得ないわけでございます。

ますが、今後の産地振興政策の重点はそういうところに持っていくこととさせていただきますし、また振興計画をつくりあるいは企業がそれ自身の合理化計画をつくる際に当たって、そういう点に重点を置くようないわば指導と申しますか、われわれとしてもそういうものを行いまして、計画を樹立してもらい、そして計画が樹立いたしました場合には、その計画の実現に向かって予算面あるいは金融面において十分な助成をしていくということとでこの問題を一歩でも前進させていきたいというのがわれわれの考えでございます。

○渡辺(三)委員 先ほど申し上げましたように、地場産業あるいは産地中小企業自体がみずから大変な努力をやって、しかも組合をつくってお互いが協力し合って振興計画をつくり上げていく、こういうことは基本でありますし、私も賛成です。このことはさきにも申し上げました。そういった自主的な、基準に従った一つの振興計画というものを都道府県の知事に提出をして、それが適当であるという承認を受ける、そういう一の手続なり順序なりというものはそれ自体いいと思うのです。

しかし、問題は、先ほど申し上げました新商品の開拓とか開発とかあるいは新技術の開発とか、需要の開拓、これが実際の効果を上げるようにする、そのこと自体が非常に重要であり、またむずかしい問題だと思ふのです。それは計画の段階でもそうでありまして、むしろそれを効果的に推し進める、または産地組合全体の企業活動の水準を上げる、こういう高度な技術者であるとか人材の養成、これはいま長官も言われました、それを形成するというのが実は非常に大事なんだと思うのです。さらにまた公設の研究機関の充実、機能の向上、こういうものも不可欠なわけですね。したがって、これらに対する国なりあるいは都道府県の果たさなければならぬ大きな任務、役割りというものが、産地中小企業の体質を強化し、向上改善するためには、いま申し上げたような点がむしろ不可欠なんです。だから長官は、

いま予算の面でも今後十分にとつて言われましてたけれども、この点は本法案の中でもさらに強調して明確にして、それにこたえながら産地中小企業の自主的な意欲というものを大きく盛り立てていく、このことが私は不可欠だと思うのです。時間でありまして、その問題について大臣の御答弁を最後にお伺いをして、質問を終わりたいと思います。

○左近政府委員 若干技術的な問題もございまして、先に私から一言申し上げさせていただきます。

いま仰せになりましたように、産地の中小企業の振興を図るために、国あるいは地方自治体が技術の振興、これは試験研究上の充実も含むわけでございます。あるいは人材の育成というふうなものについて十分努力すべきことは当然のことです。われわれとしても、振興計画の中でもそういうものを大いに織り込んでもらうように考えておりますし、国の施策としても予算的にも先ほど申し上げましたようにやることにいたしております。

そういう意味で、若干、法文にそれがあらわれないじゃないかというふうなお話もございましたが、その点については、われわれとしても必要があればもう少し法文に明確にするということも、法制的にも、やり方によっては決してそれができませんというふうなことを申し上げられることではないのじゃないかというふうに考えております。

○江崎國務大臣 ただいま長官からお答えいただきましたように、中央、地方が一体になって合理化、近代化、そしてこの法律が目的としております成果を上げるためのあらゆる努力を払うことは当然なことでありまして、十分そのあたりには留意いたしてまいりたいと考えます。

○渡辺(三)委員 終わります。

○横口委員長 草川昭三君。

○草川委員 公明党・国民会議の草川昭三でございます。短い時間でございまして、私も、

またまた地元の方に陶磁器業界があるわけでございますので、参議院の方々も陶磁器業界の調査をやられたようでございますが、私なりに問題提起をしながら少し意見を反映させていただきたい、こう思うわけでありまして。

いろいろと現地の方々と御相談申し上げておりますと、大略して、早期にこの法案を生かしていただきたいという早期成立の要望。そしてまた二番目には、これは率直な話でございますけれども、輸出産業が多かったりあるいはまた中小零細が多いわけでありまして、お金のめんどろよりも実際は仕事に欲しい。同時に、仕事を欲しいために、特に輸出の場合については為替レートの安定を図ってもらいたい。同時に、当面する問題点としていわれる油不足対策、いわゆるコストアップの問題、こういうのが非常に強かったようでありまして。そして最終的な要望といたしまして、いわゆる後継者対策、いまのままだと産地全体にいろいろな意味での網をかぶせていただいても後継者が育たないという悩み。以上のような点が私どもが率直に産地対策の一部分として陶磁器業界の方々とお話をしてきた内容の問題点であります。そういう点を踏まえて、短い時間でございまして、けれども、少し質問をさせていただきます。

まず第一に、昨年の秋の臨時国会でいわゆる城下町法案、特に造船関係が中心でございましてけれども、これができたわけでありまして。その後、いろいろな意味での景気の回復基調等もあるわけでございますけれども、法律ができてから短い期間ではございますが、この法が特定不況地域に対してどの程度有効な作用を果たしたのか、その点の現状はどうでしょうか。

○左近政府委員 特定不況地域中小企業対策臨時措置法は、昨年の十一月に施行されましたが、施行と同時に特定不況地域といたしまして三十地域を指定したわけでございます。これは、御承知のとおり造船とか非鉄金属とかあるいは化学繊維とか、そういうふうな業種に関連する地域でございまして、そして、最近の情勢にかんがみまして本

こういう地域に対しまして、政策といたしましてはやはり一番中心は金融政策でございまして、緊急融資を低利で準備をいたしたわけでございまして。この緊急融資を受けるためには、中小企業が関連の市町村の認定を受けなければならないことになっておりますが、認定実績が四月末現在で大体三千三百件余りになっております。それから、その認定を受けて実際にお金を融資したという実績が四月末現在で件数としては大体三千六百件。先ほど申しました認定は三千三百でございしますが、これは一つの認定によりましてお金を二件以上借りるといふケースもございしますので、件数としては三千六百件、それから金額として二百七十二億というものが貸し出されておるわけでございまして、今後もまた実態に応じて貸し出す状態でございます。

〔委員長退席、渡部恒〕委員長代理着席
円高対策とか、倒産関連対策についてもいろいろ
緊急融資がございますが、これについては最近非
常に減少してまいりましたけれども、この特定不
況地域に対する融資はまだ継続する見込みである
というふうに金融機関も言っております。したが
りまして、今後もこの特定不況地域に対しては、
金融対策その他の振興対策を実施していくとす
うことを考えておるわけでございます。

○草川委員 このいわゆる不況地域の振興ということになりますけれども、きのう少し報道もされておるようでございますけれども、通産省として工業再配置への投資減税ということが、これから不況地域の振興に大変役に立つのではないだらうか、あるいはそのために取得設備の一〇％の税額控除等の見解も若干出ておるようでございますが、たまたま私ここへ来る前に、地元の方々から、一体この計画というものが何月ごろ、たとえばことしの夏ぐらいまでには審議会等を経てできるものであらうかどうか、こんなような質問もあつたわけでございますが、その点についてはどうで

○江崎国務大臣　いろいろな角度から現在検討しておるということでありまして、まだ具体的に何となつたものではありません。多少新聞社側の推測を交えての記事という表現の方が当たつておるといふふうに思いますが、考え方の方向としてはあつたという考え方を持つておることは事実でございます。

○草川委員　こういうものも大変な新しい問題提起だと思うので、ぜひいろいろな審議会等々に現地の方え方が反映するようにお願いを申し上げたいわけであります。

それから第三番目の質問になりますが、この法律の適用でございますが、離職者法のときもそうでございますが、たとえば適用の認定要件というものが対前年度の売り上げだとか、いろいろな条件があると思うのです。これは融資の場合もそうだと思いますけれども、たまたま長期の低迷の中の前年度マイナス一〇%だとか、そういう要件になりますと非常につらいという声があるわけがあります。対前年度比だけを基準とすることについては問題があるのではないだろうか、いわゆる柔軟な対策が必要ではないだろうかという点が言われておるわけですが、その点についてはどういう御見解でしょうか。

○左近政府委員 この法律の業種指定要件が、経済事情の変化に応じて影響をこうむっておるといふこと、あるいは影響をこうむるおそれがあるといふことでございますので、やはり生産額等が減りましたということが一つの基準になるわけでございしますが、その基準のとり方につきましては、われわれといたしましては、これは長期的な問題でもございますから、従来の短期的な緊急立法よりは弾力的に処置をいたしたいということでございます。たとえば円高によりまして生産額が減少したというの、必ずしも現在の時点ではなくて、最も低下したときとその前の時点とを比較するといふことも可能と考えております。この法律の条立自身も、おそれがある場合というのに入っております。

ますし、将来に対する推測も入れた措置も可能になつておりますので、本法案としては比較的弾力的な運用ができるのではないかと考えますし、われわれといたしましても現実の運用は弾力的に実施をしていきたいというふうに考えておるわけですから。

○草川委員　ぜひその点については弾力的な運営をお願いいたします。

一番最初に申し上げましたように、産地の方々とお話をしておりますと、輸出産業が多いわけでごさいます。ぜひ仕事を安定的にとりたい、特に長期の契約をとりたいわけけれども、御存じのとおり、何回か論議をされておるわけでごさいますが、一体安定的な為替レートというのをどの程度の水準に置いて経営計画を立てたらいいかという悩みが、非常に切実なものがあるわけです。いろいろな産業がございますから、私は通産省に

も、たとえば陶磁器業界なんかのいろいろなもの等の輸出採算ラインというものを、どの程度に置いたらいいのだろうか、これは素朴な質問なんですよけれども、私どもも明快な答えが出ないわけですが、行政当局としての考え方はどうでしょう。

○江崎国務大臣　為替相場について政府側が具体的に見解を被擬することは、国際的にも不適当というふうに言われておることは御存じのとおりで

あります。私も陶磁器業界の様子は一応理解しております。あなたとは同じ県でございます。

そんなことですが、当時二百二十円ラインというのが死活ラインだ、二百二十円までは何とかかわれわれは文句を言わないできた。しかし二百二十円以上に円高が続きましたときに非常に陳情が殺到しました。そういう点を現実的に考えますと、陶磁器業界の場合はやはりそのあたりが一つの標準でなかったのではなからうか。これはあくまで推測であります。当時、円高円高ということが昨年言われまして、二百二十円も円高だというわけです。去年は二百四十円がらみから始まったわけですが、どんどん高値が続いて、二百二十円にな

るまで陶磁器業界というものは比較的しんほうして状況に耐えておられた。二十円よりも高くなった、その後いろいろな苦情が持ち込まれた、こういう現象を私はいま申し上げたわけであります。

○草川委員　いまおっしゃられましたように、一つの相場というのですか、現地の方々も二百二十

円ぐらひが採算ベースだということを願っていたわけでありまゝす。特にことしの五月そういう時期があつたわけだす。非常に喜んでみえたわけでありまゝす。ところが、五月三日、ワシントンで大平総理の発言があつたわけだす。大平首相のプレスクラブでの演説がございましたし、いろいろなことがあつたわけだす。そのときの大平総理の発言からまた、御存じのとおり二百二十円がぐんと二百円だす。いまそういう状況になつてきたわけだす。ございまして、現地といたしましては、大平総理がなぜああいうような発言をしてくれたのか、はなはだ疑問であります。見解が、まゝよくあつたのか、

なにか困るといふより、なに見解が實にあるか、それが第一であります。その点について、江崎大臣、非常にお近いわけでございますし、特に大平さんの一番のおふところ刀として日本の国の通商行政をやっておみえになるわけですから、本當にそれはうまうまいっておったのかどうか、これもまた中小企業の方々の素朴な質問でございますから、ひとつありていの御見解を賜りたい、こうお願いをするわけです。

○江崎國務大臣　大平総理がどういう場面です。どうしてそういうことを言ったのか、私つまびらかにいたしておりませんから本当は批判の限りではありませんが、大平さんも予算委員会で、私どももそばで聞いておりましたのには、一國の首相が、フロートしておる場合に、適正な為替相場について物を言うことは適當でない、こういう答弁を現にしております。したがいまして、どうして二百円ということを言われたのか、ちょっと私その辺がよく理解できないわけであります。ただ、もし本当にそういうことを言われたのだとすれば、アメリカの場合は特に貿易のインバランスがはなげだしいということなどで、あるいはそういう表現

になつたかなと推測するものでありますが、一昨
 年から考えますと、五十二年の年初には二百九十
 円だったものがどんどん高くなつて、そして二百
 四十円割れ、そして五十三年には二百四十円から
 百七十円台まで、たった二年の間に二百九十円か
 ら百七十円台へというような円高、乱高下という
 ものは大変困るわけでありまして、むしろこれは
 アメリカ側にもドル防衛についての努力を要請し
 なければならぬというふうに考えます。

二百円については、私ちょっと根拠を明らかにいたしませんので、なおよく調べまして、しかるべきときにお答え申し上げたいと思います。

○草川委員 この為替レートの問題というのは、産地の方々の非常に重要な問題点でもございますので、私どもが申し上げる立場ではございませんが、ぜひいまのような意見を取り上げていただきたいとお願ひするわけであります。

具体的な問題に入りますが、いわゆる産地組合に對する助成のことでございます。活路開拓調査指導事業の産地対策の枠が、今度新設されましたが、一組合に三百五十万であります。これは、この程度で一体何がやれるのだろうか。たとえば市場調査をやらなければいけない、あるいはまた新しい商品の開発をするためのカタログもつくらなければいけない、いろいろな悩みがあるわけでございます。たとえば後の新商品開発能力育成でございまして、たゞ組合に一千万あるわけでございますが、原型を変えたりデザインを変えたりしましても、小さなノベルティーだけでも十万程度の費用が要る。それを組合でまとめますと、なかなかこれだけの費用では対応できないという声があるわけですが、この点についてどうでしょう。

○左近政府委員 この産地の組合が振興計画を實施するに当たつて、いろいろな事業をするわけでございまして、それについて経費の補助を考えたわけでございまして、御指摘のような現在の予算の単価ということになりました。これは、確かに産地の組合の方々の意欲のある活動を支えるため

に十分であるということを、一言にして言い得るということは非常にむずかしいと思います。ただ、やはりこの産地の組合が御努力をなさる場合のこれは補助金でございまして、また産地の組合自身も、みずからもそういう経費を負担をしていただくということも、やはりお願いをしなければいけないということでございます。したがって、これは将来とも十分のように努力はいたしますけれども、当面やはり今回の予算の限度の金額で何とかやっていただきたいというのがわれわれの気持ちでございます。

○草川委員 これも要望になるわけでございますが、この都道府県の事業に対する助成の中で、いわゆる産地中小企業振興ビジョン作成費というのがあります。マスタープランを早くつくれというのは当然なことですが、一体いつごろまでのリミットということをお考えになっておられるのか、その点具体的になっておる時期がございましたらお聞かせ願いたいと思います。

○左近政府委員　われわれが考えておりますスケジュールでは、大体この法案を御承認願ひまして施行できて、すぐにこの業種の指定をやりたいと思っております。業種指定ができますと各都道府県ですぐに振興ビジョンに取りかかっていただきたいと思っております。その間産地の組合の方は振興計画づくりを始めるわけでございまして、結局振興ビジョンが絶対必要なのは、各産地の組合から出てまいります振興計画を承認する場合に、その承認の基準としてビジョンが必要でございいますから、この振興計画を組合がつくって県に提出するまでにはまとめてもらいたいというふうに考えておりまして、大体時期としてはこの秋くらいにはまとめていただくこととございいます。

ございますから議決願わなければ動き出さないわけでございますが、こういう動きがある、国会で御審議を願うように国会に提出したということがございますので、鼎としては、独自の従来からの対策でいろいろ準備をしている鼎もあるやに聞いております。したがいまして、そういう事前の準備もあわせて考えますと、大体秋ぐらいにはでき上がるのではないかとというようにわれわれは考えております。

○草川委員　この計画、いまおっしゃられたとおりなんです、県とか地元の方も非常に話ばかりなわけですけれども、一たんビジョンというものをつくって固定化して、それが非常にコンクリートなものになってしまうと、後々また動きがつかないということになる心配もあるわけですね。さりとて非常にりっぱなものをつくるにはかなりの期間が要るじゃないか、あるいは有識者も要るじゃないか。地元の学者先生方にもお願いするわけですが、なかなか今日の経済の見通し、世界経済の展望が確たるものができないわけですよ、市場調査もできない。そういうことがございますから、ある程度これは、もちろんビジョンをつくるわけですけれども、柔軟な形で将来、あのときにこういうものがあるじゃないかという形で、必ずしも行政が強く支配をしない形で、これ

はぜひ柔軟なもので対応ができるように生かされていただきたい、私はこういうふうに思うわけがあります。それは一つ私の要望でもございます。それから地場産業振興の高等技術者研修でございす。一課程二十名ということになっておりますが、これもいろいろな産業の実態で、十名程度でやりたいという場合もある、こういうわけですね。これも私あれでございしますが、たとえば実務経歴四年以上でどうだとか、実務経歴の問題等もございすので、これも柔軟な対応が必要だと申すのですが、どうでしよう。

○左近政府委員 この地場産業振興高等技術研修
 の実施に当たりましては、やはり各府県の地場産
 業の実態に即することが一番重要でございませう。

て、その地場産業において高度の技術を研修によつて普及をするというのが基本目的でございます。したがひまして、基本目的に沿うという限りにおいてなるべく弾力的に実施したいというふうを考えております。もちろんこういう補助金でございますから予算上、制度上の制約もございますが、制約の許す限り弾力的にやりましたて、本来の目的を達成するよういたしましたと思っています。

Ｃ草川委員　今度、石油の話をなされるわけでございますが、業界の方々は、案を使用するわけでございますので、油の価格というものに非常に敏感な反応をされるわけであります。いま猛烈に供給制限が一つあるということ、価格が上がつておるという二つの条件から、このコストプッシュをどのように合理化で吸収するか、もう合理化努力は限界だ、こう言うわけですね。じゃ価格をアップするか、それも契約をしておるわけですからどうしようもない。こういう切実な悩みがあるわけです。特に、この三月末のＯＰＥＣの総会でサーチャージというのですか、上乘せが採用されたというふうに聞いておるわけでございますし、六月のＯＰＥＣ総会でサーチャージ分を取り入れた新しい公式価格が決められようとしておるわけですが、その点についての政府の見通しあるいは予測はどのような状況でございますか。

○神谷政府委員　六月のOPECの総会の見通につきまして、現時点におきまして確たることを公式の場で申し述べるような状況にもございませうし、差し控えるべきものと考えられますが、ただ、最近の世界の原油マーケットの状況に御指若干御説明させていただきますと、ただいま御指摘のございましたように、四月一日に一年分の段階値上げを前倒しして引き上げたほか、各国適宜サーチャージを乗せてよろしい、こういうふうに決まりました。サウジアラビアだけはこれを乗せないで孤高を現在も保っておりますけれども、他の国は、タカ派と言われたイラクが一ドル二十ぐらいて比較的確健なサーチャージを乗せ、イランあるいはクウェート等は一ドル八、九十というの

を乗せておりました。イラクあるいはインドネシア等低目の引き上げ幅の国も、その後五月一日あるいは五月五日等になりまして段階的にサーチャージを引き上げまして、一ドル八、九十まで寄せてまいりまして、ここで収斂するのかもしれない、五月十五日にイランがさらに、比較的先頭を切っておったものに六十セントのサーチャージを乗せてきた。それに後を追うようにアラブが八十セント、最近では、一昨日でございしますが、カタールがこれもまた八十セントを乗せてきた。最近、五月の半ば以降サーチャージが従来のものに加えて六十ないし軽質油は八十セントというサーチャージが乗せられてきておる。

他方、スポットマーケットは異常な状態を来しております。イランの原油輸出再開で一時若干冷えるかと思われましたものが、二十四、五ドルから二十ドル台に近づいておりましたのが、急転したしまして三十ドルを超えて三十五ドルというようなものが出てまいりました。スポット物そのものの量が非常に少なくなってきたおる、こういうことで、世界の原油マーケットはきわめてタイトに推移しておるといふ状況にございます。

こういう状況下で迎えますOPEC総会でございますので、きわめてわれわれはその成り行きを憂慮しております。慎重に見守っておりますが、しかし、このような動向に対処するためにはやはり節約以外にございせんので、各国足並みをそろえて節約し、原油の需給関係をできるだけ緩和しながら、需給関係を通じてこれらの継続的な値上りの動向というものを緩和してまいりたいと考えております。

○草川委員 いまから私が質問するのは、これは意見を申し上げるのは非常に無理なことかも知れませんが、実際の二〇〇と二五、六〇とか、あるいは見通しの問題では下手すれば三〇とか四〇コストが上がってくるということになってまいりますと、実際の業界の方々の意見を聞くと、それは気の毒というよりも、早くやめた方がいいのではないだろうかというところまで実は

追いつめられてくることは間違いないわけですね。ですから、油の価格の見通しのガイダンスだけは何か早く出してほしいという本当の訴えがおります。しかし、いまのお話ではございせんけれども、簡単にどういふような数値を出せるという条件にないことも私もよくわかるわけでございますが、何らかのいふゆる中小企業の経営に対する指針は出してあげなければいふゆるのじやないだろうか。あるいはまた、従来やっておりますところのいふゆる離職者法ではございせんが、雇用調整給付金制度の再活用というものと並行しながら、たとえば企業に付いての足踏みのような状況といふことも適当な時期には指導しなければいかぬのじやないか、こういうような感じがするわけでございますが、何かもう少し親切な指導というようなものがないだろうか、こういう意見になります。

あるいは、もう一つの面では、これもまた別に御議論がなされておると思うのでありますけれども、これも率直に申し上げて、いふゆる重油あるいは灯油、軽油という中間製品といふものも、いふゆる品不足になっておるわけですよ。私も、地方の通産局といふような話をしますけれども、私どもが具体的な例を出すほどそんなにひどくないといふのが役所の考え方なんです。ところが、実際に資材を講入する担当者に言わせてみると、私に言った以上にとつとひどい問題がある。そうして、値段を上げなければ入れないぞ、こういうおどしがある。いまさら仕入れ先を変えるわけにはいかない、問屋を変えるわけにはいかない。ガソリンの供給についてはまだ一般的なのがあるわけですが、特にこの中間製品の購入は、恐らく皆さんが考えておみえになります以上に実は深刻な状況、なかなか中小業界の方が多い、あるいは支払い条件が多少苦しいところはもつとひどい問題が来てるわけですが、その点についての態度について最後にひとつ御見解を賜って私の質問を終わりたいと思うのですが、よろしくお願ひ申し上げます。

○江崎国務大臣 これは大変むずかしい問題提起だと思ひますが、まず第一に、やはり絶対量が足りないことは確かです。私も先ごろIEAの閣僚理事会に出席したわけでございますが、今後も不確定要素が非常に多いということで、来年も五〇節約を継続しよう、こういう場面であります。その第一の節約が本当に行われておるかどうかという点になります。私は企業においては、前の石油ショック以来価格が四倍以上にもなったということから非常に節約合理化が行われて、少なくともあの高度成長時代で日本の生産が一番上がりまして昭和四十九年一月、要するに石油ショック直後ですね。それからだんだん世界的な不況で生産がスローダウンした五十年三月、これは二〇〇減と言われております。それがことしは、この三月に高度成長時代のピーク時よりも七〇も上回る高生産を実現したわけです。それでも石油の消費量といふものは横ばいなんです。これなどはまさに価格メカニズムといふんですが、市場メカニズムといふまいし、そういうものが働いて合理化された一つの成果だといふふうに思えるわけでありまして、したがって、中小企業の場合もやはり合理化努力はどうしても果たしていただかなければならぬのではなからうかという点であります。特に、いまも参議院の本会議でもそういう御質問があったわけですが、企業レベルよりも国民レベルの消費といふものがその後非常に伸びているわけですね。電力消費を中心に四〇〇近くも伸びておる。それからマイカーの消費量なんというものが大変伸びておるわけでございます。国民レベルの節約を私どもは徹底をしていきたいと思ひます。

な形にもあらわれておるわけでありまして。いま目標を定かにせよと言われても全く困るわけでありまして、節約を履行し、極力この値上りを防いでいくということが一番実効の上がるものであるといふふうに私も思っております。しかし、通産局を通じて不当な便乗値上げなどがないように、一週間に一度ずつ現地で目標を決めてチェックしておることは先ごろ通産省のところでありますので、便乗値上げなどを誘わないように、また売り惜しみなどがないように、極力そのあたりは配慮をしまいたいというふうに思っております。

○草川委員 以上で終わります。どうもいろいろとありがとうございました。

○江崎国務大臣 ちょっと委員長、さっきの問題に関連していま情報が入りましたから、ちょっとお答えいたします。

先ほど、大平総理が一ドル二百円が適正レートであるのかときき発言をしたが一体これはどうか、こういう御質問がございました。そこで私は事情をつまびらかにしませんでした。ただいま事務局当局から大平総理の秘書官に真相をたてましたところ、ナショナル・プレスクラブにおける大平総理の発言ということで、年末年始一ドル二百円前後で安定的に推移をしておった、そのように安定的に推移することが好ましいと考える、こういうふうにご答えた、こういうことですね。したがって、為替の乱高下は困るという趣旨であつて、一ドル二百円が適正レートであるとは決して言っていない、いまこういう回答が参りましたので、念のために申し上げておきます。

○草川委員 どうもありがとうございました。

○渡部(恒)委員長代理 工藤見君。

○工藤見(委員共) 私は、日本共産党・革新共同を代表しまして、産地中小企業法案について質問します。

産地中小企業を守って発展を図るという点、それから産地組合が振興計画をつくって知事が承認を与え、これに国が一定の助成を行う、こういう

方向は賛成であります。特に、従来上からの押しつけ方式の近代化政策というのに比べて前進もあるというふうな考えです。しかし、やはり検討をしなければいけない重要な問題があります。それは昨日も提案理由の中で述べられた点であります。産地中小企業の新たな経済的環境への適応を促進するため、本法案を立案した、新たな経済環境への適応を図ることです。このことをどう考えるかという問題があります。もうこの委員会ではいろいろ質疑が行われましたように、円高は一時百七十円台にも突入しました。先ほどは愛知の産地の問題で、二百二十円という、これ以上円高になると大変苦しかったという話も出しました。これは中小企業金融公庫月報のこしこの二月号の中に、新潟県の燕の産地の調査報告が出ております。これによりましても相場が五十三年四月、二百二十三円、それから七月に二百五円といった、この二百二十円を超えた後というものはもう大変な赤字に陥ったという深刻な実態が書いてあるわけですから、そしてこの報告は、二百二十円がせいぜい採算のとれる線であるということでもあります。だから問題は、政府の経済政策が、一方では新しい法律によって中小企業対策を進めるといふこととありますが、円高がどんどん進んでいくということとは放置しておいて、二百円に行くとかあるいはもっと行く、そういうことを放置しながら、その中で苦しいから産地中小企業が適応できるように、そういう方向を見出せるような何らかの助成をしようという、こういうことが新しい経済環境への適応ということなのか、あるいはもう一方ではわが国の経済の自主的な発展あるいは中小企業の発展ということから、望ましくない円相場がつくられることは避けながら、そういう努力も全面的にやり、同時にそれは言ってもいまの二百二十円というの、それこそ議論がありましたように円高でありますので、産地中小企業に対してこのような助成をするのか、どちらか。円高を放置して、これはもうしょうがない、手をつけないで置いてそれに適応させるというのか、あるいはこう

いう円相場もやはり望ましい方向へ多面的な対策をとりながら向ける努力をし、あわせてまたこういう産地の中小企業対策をとるのか、このどちらかという点についてはっきり伺いたいと思います。

○江崎国務大臣 為替レートの長期的な安定のためには、やはり各国の国際収支それからインフレ率などの基礎的要因の不均衡が改善されること、つまり第一要件だと思えます。わが国を初め、世界の主要国は協力を進め、不均衡を正す努力を行ってまいったわけでありまして、今後引き続きこれは当然行われなければなりませんし、今度のサミットにおいても主要な論点として議論されることというふうな考えです。

短期的な為替市場の乱高下につきましては、通貨当局による市場への介入が行われる、これについても各国が当然協力し合って行われるわけでありまして、したがって、為替相場の乱高下ということとは、やはり政府としても極力回避できるようにあらゆる総合的な措置をとっていく。また、いまこの法律による産地対策は、そういう乱高下の間に波にもまれておる、一番高くなったといつて波をかくる、またそれが値が戻りつつあるといつて波をかくる、そのことによってまた国内的な市場を失うというふうな、波をかぶりやすい中小企業に前向きに対処しようというのが本法律案の趣旨であるといふふうに理解をさせていただきたいと思えます。

○工藤(晃)委員(共) それで、先ほど問題になりましたワシントン・ナショナル・プレスクラブでの大平首相の発言であります。先ほどの秘書官からの説明というのは納得できないのです。これは私も終わった後外務省の担当官から、大体こういう新聞に伝えられたとおりですと云った、全くそのとおりですと私は聞いております。たとえばこれは日本経済新聞に載っておりますが、要するに外人記者に聞かれて、「こしに入つて小康を得たのでドル二百円前後で続いている」と思っていたが、最近の安値だ。最近では安値で困るということですね。これは読売新聞も、

ドル二百円前後の水準が続いてくれるのを願っていた、ところが円安になったのでこうした傾向を座して待つわけにはいかぬ。というのは、やはり大平さんの場合は二百二十円ぐらいに行くのは座して待つわけにはいかない、円安状態だからこれは何と二百円に戻そうという趣旨で言ったわけでありまして、そして私は、このことは、さっき言いましたように外務省の担当者からはっきり聞いていたわけでありまして、国会におきましては、なるほど予算委員会などの答弁でそれは答えられない、それは私も為替相場の変動がいろいろ出たものだといふ答弁しなかったのが、アメリカに行く二百円が望ましい。これが出てくるところは、あるいはアメリカとの間でそういう密約ができてしまったのか、あるいはまたさっき私が言いましたように、対外的調整のためには二百円というふうなことを、あるいはもっと高くなつても構わないという立場をとるようになってくるのか、どちらかといふ考えられないわけでありまして、この点について、もし通産大臣の方で二百円ということとんでもないということであるならば、この問題について大平首相に対して、そういうことでは日本の中小企業を守る上では困るという意見をはっきり述べていただきたいと思います。その意見を、それをやられるかどうか伺いたいと思えます。

○江崎国務大臣 これは草川委員にもお答えしましたように、私も実際その場に居合わせたわけじゃありませんから表現の詳しいことはわかりませんが、いま秘書にわざわざ確かめたわけですから、要するに二百円前後で安定的に推移していた、そのように安定的に推移することが好ましいと考えるということであつて、この文章はどう見ても二百円が好ましいのじゃなくて、安定的に推移することが好ましい、こう言っているわけですね。ですから外務省の人がどういう説明をいたしましたか、その人が経済問題に詳しい人であるかどうか、その辺がまたよくわかりませんというのと、これはそれぞれの受け取り方が違ってくるわけでありまして、御承知のように大平総理は経済問題、財政問題については決して素人ではありませんので、フットしておるものの適正価値と云われたときに、はい幾らくらいであります、幾らくらいが適正ですというふうなことを軽々に答えるとは、私も常識的に考えても思いません。これは先ほどお答えしたとおりでありますので、まあいまの回答を御信頼いただきたいと思います。もとよりいまおっしゃる通りに、必要があれば私、どのようにでも大平さんに申し上げますが、こういつて回答してきておることが正しいと私自身も確信をするわけでありまして、どうぞ御理解をお願いします。

○工藤(晃)委員(共) 私、この前本会議で大平首相に対して緊急質問をいたしましたので、その前に事実を確かめておかねばいけないと思ひまして、外務省の関係者でもちろんその場の事情を一番よく知っておられるはずの人から確かめたこととありますので、私の質問の中にも取り入れているわけでありまして。

この問題だけで行ったり来たりするわけにいかない、あわせてなかなか最近大きな問題があります。日米通商交渉、首脳会談、そしてまたその前の東京ラウンド、それから東京サミットということになるわけですが、結局八〇年代の新しい環境ということを考えると、円相場がどうなるか、高いまま移るのではないかと、ということや、またいろいろ変動があるのではないかと、ということに加えて、関税が八〇年代に引き下げられていく、非関税障壁の除去ということも進められるというところですが、これに加えてもう一つ、経済構造の転換ということが大きな課題になってきたことは御存じのとおりであります。これはポジティブ・アジャストメント・ポリシーというふうにも言われております。これは大平首相がナショナル・プレスクラブ演説でもこのことを強調しておられますし、昨年六月のOECDの第十七回閣僚理事会の合意の中、昨年のボン・サミットの宣言の中にも、ポジティブ・アジャストメント・ポリ

あります。御承知のように大平総理は経済問題、財政問題については決して素人ではありませんので、フットしておるものの適正価値と云われたときに、はい幾らくらいであります、幾らくらいが適正ですというふうなことを軽々に答えるとは、私も常識的に考えても思いません。これは先ほどお答えしたとおりでありますので、まあいまの回答を御信頼いただきたいと思います。もとよりいまおっしゃる通りに、必要があれば私、どのようにでも大平さんに申し上げますが、こういつて回答してきておることが正しいと私自身も確信をするわけでありまして、どうぞ御理解をお願いします。

さてこれは朝日新聞の五月二十日が伝えたことによりますと、これが今度の東京サミットの焦点になるのではないか。十八、十九日ワシントンで開かれた東京サミット第二回準備会議へ提出された専門家グループの報告書によりますと、日本は競争力の弱い産業への過保護を縮小せよというのが入るといふことも出てきております。これを裏づけるものとして、ブルメンソール米財務長官が、上院における証言において、これからは国際収支安定に役立つ中期的な経済の構造調整が議論されようといふことを言っております。それと同時にもう一つ挙げておかなければいけないのは、これは経団連が翻訳して出したものであります。これはアメリカの下院歳入委員会貿易小委員会の日米貿易タスクフォース報告、ジョーンズ委員会報告と言われるもの、これは牛場・ストラウス共同声明が実行されるかどうかひとつ監視してやろうというわけでこれができて、そこで報告しておるわけですが、たとえばこの十九ページにこう書いてあります。「一九七八年二月には、日本政府は、「円高対策法」を制定した。」これは円高の効果を相殺する意図を持っているというふうにして、要するにこういう円対法一つとっても、せっかく円高で効果が出ようとしているのに、日本の側ではこれを打ち消すような対策をとっているということとを問題視しているわけです。別にこれはやめろとかなんとか書いてありませんが、ともかく問題視しております。これも私は外務省の関係者から聞きました。最近OECDの中では、日本がこういう産業に関する新しい法案をつくるたびにそこで話題になって、これがいわゆる積極調整政策に反するものではないかということがいろいろ問題にもなるという、こういう御時勢になっているわけですね。

そこで私は端的に伺いたいわけですが、こういう法案が出て、新しい産地中小企業対策が行われるというときに、いまの情勢で言いますと、あれはどうも長期にわたって弱い産業を保護するもの

○江崎 商務大臣 中小企業対策を薄めるなどということは毛頭考えておりません。これは、日本の産業構造をアメリカが十分理解しない立場でいろいろ議論することは御自由でございますが、何もそのことによって日本が直ちに影響を受けるものはいくつもないというふうに考えます。ただ、よく一口に百二十億ドルと言われる貿易アンバランスはいかにも大き過ぎる。そのことが為替相場の乱高下にも影響するわけでありますが、しかしアメリカのインフレ、ドル防衛、これはストラウス・牛場会議においても十分配慮を願いたいということとは大きな約束の柱でありますので、アメリカ側の努力にもかかわらず、依然としてドルが安定しないというようなことでわが国の中小企業が大変な被害を受ける、しかも零細企業がそのほとんどをなしておるというのであれば、それに対して経営安定策を講じようという緊急臨時的な手を打つことはまさに適切なものであるという理解に立つて、私どもは本法案なども推進したいというふうに考えております。

○工藤 晃 委員(共) そういうふうに積極的に中小企業を守るというために対策を今後もとるということでありますので、そこで次にもう一つの関連した問題を伺いたいと思います。

中小企業庁の産地概況調査というのがここにもあります。これは五十二年度のものでありますが、三百二十六産地のうち、輸出依存度がゼロまたは二%以下というのが勘定してみますと二%近くある。三百二十六のうちの二百近くでありますから、大部分がやはり内需向けの産地になっているということ、私も認識を新たにしたいわけでありますが、五十二年度の中小企業白書を見ますと、ほとんどの産地製品と同一製品の輸入が年率

さて、じゃ最近では特に製品の輸入が多くなったという状況の中で、こういう競合状態がどうなっているのかという点についてまず質問したいと思います。

○左近政府委員 いま御指摘のとおり、中小企業製品の中で輸出関連というものは相当ございますが、内需向けというものが相当大的比重を占めておるといのが従来からの形でございます。ところが、円高の影響によりまして、やはりその内需向けに出荷しております製品と類似の製品、競合製品が主として発展途上国からだんだん輸入量が増えてくるという事態が発生しております、これがいま御指摘になりましたような数字にもありますように、ここの二年中小企業製品と非常に競合する製品輸入が増大してきたという状態でございます。したがって、こういう事態に対処する意味においても、産地対策法というものを大いに活用してまいりたいというように考えておるところでございます。

○工藤（見）委員（共） これは品目別にもっと細かく見ないとわからないかもしれませんが、特にこのしるの四月でも衣類の場合は九七・七前年同月より伸びている、履物も八〇・〇％、家具も九二・二％といったぐあいに、倍近い急増状態が出てきているわけがあります。

そこで、この問題もあわせて伺いたいわけですが、実はわが党は、中小企業性の商品の輸入で中小企業あるいは産地が脅かされる場合には、緊急的な輸入制限対策をとるべきである、あるいはまた、もっぱらそういう被害を及ぼすような輸入目的、逆輸入目的の海外投資に、必要な規制措置をとるべきである、こういう趣旨の法案を国会に出してまいりました。これは何もわが党だけがこういうことを主張しているのではなく、これまで当委員会でも、たとえば四十九年三月十二日、伝統

ございます。したがしまして、こういう事態に対処する意味においても、産地対策法というものを

大いに活用してまいりたいというように考えておるところでございます。

○工藤(晃)委員(共) これは品目別にもっと細かく見ないとわからないかもしれませんが、特にこ

としの四月でも衣類の場合は九七%前年同月よりか伸びている、履物も八〇%、家具も九二%といっ

たぐあいには、倍近い急増状態が出てきているわけ
であります。

そこで、この問題もあわせて伺いたいわけですが、実はわが党は、中小企業性の商品の輸入で中

小企業あるいは産地が脅かされる場合には、緊急的な輸入制限対策をとるべきである、あるいはま

た、もっぱらそういう被害を及ぼすような輸入目的、逆輸入目的の海外投資に、必要な規制措置を

とるべきである、こういう趣旨の法案を国会に出してまいりました。これは何もわが党だけがこう

いうことを主張しているのではなしに、これまで当委員会、たとえば四十九年三月十二日、伝統

決議の中におきまして、あるいは四十九年五月八日、特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議の中で、さらにまた、これは五十年七月四日の繊維関係伝統的工芸品産業の安定に関する件の決議の中で、あるいは五十一年五月二十四日の絹業安定対策に関する件の中で、あるいはまた例の特安法の附帯決議、これは五十三年四月四日の中で、さらにまた五十三年十月十八日の現下の経済情勢に対応する中小企業対策の強化に関する件の決議の中で、つまりこれだけでも当委員会において六回の決議を通じて、同じような趣旨の、中小企業を守るときには、必要な場合には輸入規制などの対策もとれという決議が行われてきているわけでありますが、この機会に、やはりこの国会のこういう決議を受けて、政府が積極的に動くという姿勢を見せなければいけないと思いますが、一体どうなんでしょうか。

○左近政府委員　輸入が急増してきた、これにどう対処するかということですが、これは基本的な考え方といたしましては、産地法にもございますように、発展途上国が経済発展をいたしまして、その製品が先進国にも入ってくる、こういう世界の大きな流れの中で、そういう経済の構造変化というものにどういふふうに適応していくかというのがまず産地法の考え方でございます。基本的にはやはり製品の高度化ということで、新しい分野を見出していく、そういたしまして、発展途上国の経済発展をも促進しながらわれわれも発展をしていくという、いわば共存の道を見つけていくというのが基本的な考えであらうというふうに考えておるわけであります。

ただ問題は、それが非常に急激であって、そういう体制をとり得ない時期に輸入が急増してまいりました、産地の中小企業が壊滅するというような事態になりますれば、これはこれでまた問題が出てまいります。そういう点を御心配してのいろいろな御決議であるということで、われわれはそ

の御決議の趣旨を受けとめておるわけでござい
ます。したがって、これは情勢を見ながら、し
かもそういう長期的な基本方針に反しない範囲で
対策を講じていきたいということでございますし
て、繊維その他についてはいろいろな対策を考え
あるいは輸出国に対して自衛を求めるとか、ある
いは輸入業者に対する行政指導をするとかいうよ
うなこともやりつつあるわけでございます。した
が、いま、そういう事態を十分考えながらやっ
てまいりたいということでございます。産地法
推進の立場から言えは、そういう事態は基本的
に産地法というよりなものによりまして、中小企
業の新しい分野への進出、新製品の開発というよ
うなところで、長期的にはこれを解決していくと
いう基本的方針は見失ってはならないというよう
にわれわれは考えておるわけでございます。

○工藤(見)委員(共) いまのお考えは、これまで
の決議を一方では尊重すると言われども、しか
し基本的ないま述べた考え方としては、産地法で
ともかく製品の高級化でもやっていたら解決する
というのですが、これでは私は大変不十分な対策
にならないを得ない、こう思います。

というのは、もうすでに述べましたような円高
という環境や、これから関税が八〇年代に向かっ
て下げられる、非関税障壁が取り払われる、言っ
てみると、そういうところに合わせて構造転換を
進めていくということですが、これまでの経過か
らいって、ただ製品の高級化とかいうことだけ
で中小企業が守られないことは、われわれいやと
いうほど見てきましたし、現にこれまでの調査に
よりまして、特に昭和四十年以降産地中小企
業の比重というのがどんどん落ち出してきたわけ
であります。だから、そういう適応をするという
ことをそういう消極的な立場で受け取りますと、
結局四十年以降の産地中小企業がどんどん落ち
込んでいくという、それをそのまま延長して認め
るということにもなるわけであります。この問
題は、政府のこれからの中小企業政策全体の問題
として、もっと正さなければいけないということ

を指摘したいわけですが、これについても
一つ、緊急輸入制限について、日本の場合特別
及び腰になっていないかというところで、
実はこれは私が言うのでなしに、日本興業銀行の
興銀調査の一九七九年の一月号にこの問題提起が
出てきておるわけです。ちょうど東京ラウンドが
あり、またこれからのいろいろな経済交渉も日米
間でもありますし、それからサミットもあります
ので、ひとつここで問題提起されていることに對
してどう考えるのかということ質問したいわけ
であります。

ここで強調していることは、わが国は伝統的に
貿易立国であったため、緊急輸入制限には消極
的だ。法体系はきわめてシンプルである。緊急輸
入制限措置の根拠法は必ず関税定率法第九条し
かない。そして、これは、そのときと得る措置
としては、関税を少し上げるその他の措置があり
得るだけだということになっているわけでありま
す。これは欧米型のセーフガードシステムと比べ
ると大変弱いものであるから、日本としても欧米
型のセーフガードシステムを確立すべきではない
か。この問題自体を検討する時期にきているとい
うのがこの問題提起であります。

そこで、この中で、ガットの立場と、それから
アメリカの行っている、特に七四年の通商法です
ね、その立場と日本とどこが違うかというので、
実は八点ばかり書いてありますが、これを全部並
べても時間がありませんで、たとえば、一、二
挙げておきますと、日本の輸入制限措置の場合は
関税措置だけで、数量規制措置を含んでいない。
しかし、アメリカはもとよりガットも数量規制措
置を認めている、これが第一であります。

第二は、関税措置は特定品目に対する無差別適
用のみであって、特定品目に対する差別的適用を認
めていない。ガットはまさにこの精神を貫いてい
るわけですが、アメリカはこの差別的適用
を七四年通商法の中にはっきり持ち込んでおりま
す。
それから、三つ目に、緊急措置発動という適用

の要件として、国内産業への被害またはそのおそ
れがある場合だけでなく、日本の場合です、
国民経済上緊急に必要であると認められなければ
ならないことがつけ加えられて初めて発動ができ
る。ところが、ガットやアメリカの場合は、特定
産業に対する被害またはおそれがあるだけでこれ
が発動できるという、大変身軽になっている。八
点あります。

以上、三点ばかり私、紹介したわけでありま
す。こういう以上三点を見ても、日本の場合の緊
急輸入制限措置というのはガットの水準から言っ
て、あるいはまたアメリカがやっていることに比
べれば一層のこと、この問題では及び腰であるとい
うことが指摘されて、この問題はいま真剣に考
えるべきであるということでもあります。真剣に考
えるべきであるという点ではわが党も全く賛成で
あります。しかも、興業銀行の言っているのは、
何も構造転換をやらないうわけじゃないけれど、
ども、さっき言ったように、それこそ高級品をど
んどんつくるとか、新しい需要を開拓するとか、
そうしてその産地を進展させるとかいう目標は立
てたとしても、これはしよせん中期的、長期的な
時間の間でしか達成できない。そういうときに、
急に情勢が変わって輸入がふえたようなときに、
やはりこういう緊急輸入制限措置を日本として
持つていないといわば時間をかせげない。産地法
が目指すような新しい高級な品物に移るとい
うことを目指したとしても、余裕がなくなってしまう
という趣旨から言っても設けるべきではないか
という提案が行われているわけですが、それに対
してどうですか。大臣、どのように考えられます
か。

○水野上政府委員 ただいま興銀資料によりま
す比較の問題でお話があったわけですが、
確かに緊急関税として関税率法で定めてござい
ますのは、緊急問題として書いてございすのは
関税だけでございます。ただ、現在の外国為替及
び外国貿易管理法によります輸入制限につきまし
ては、国民経済及び国際貿易の健全な発達のため

には輸入制限をすることができることになってお
りまして、これは通商産業大臣の権限でござい
とでございます。したがって、ただいま御指
摘のような緊急な事態が生じた場合に、緊急
に輸入割当に制に変えるということ、他の国
に比較して決して複雑な手続でなくてもでき
るシステムでございす。ただ、現実的にそういう
た措置をとるかどうかということになりますと、
先ほどから中小企業庁長官等お答えになっており
ますように、わが国の製品輸入のふえております
東南アジア諸国、ヨーロッパ、アメリカ等、い
ずれも日本の大変な黒字になっておる国でござい
す。したがって、そういう場合、直ちに
輸入制限に訴えるよりも、相手国との話をいたし
ましたり、輸入業者を指導いたしましたり、そう
いった手段を事前にとっていくということでもま
いる方が妥当ではなからうかと考えておる段階で
ございす。

○工藤(見)委員(共) 質問等と言いましたけれど
も、実際、質問等を最近発動しているのはなく
て、一体いま言った趣旨が生きているのかどうか
さへ趣旨が疑われるものであります。そういう点
で、私は重ねて、さっき興銀調査の問題提起で
あります、こういう産地中小企業を守って一層
新しい形で発展させようというときであつても、
さっき言いましたように、これはあくまで中期的
ないし長期的な計画でありますから、どうしても
この間、転換する、前進するその間、やはり急激
に輸入がふえたりすることから守る措置、そうい
うことは積極的にとる点で、もっと考え方をほ
きりさせる必要があるということを重ねて指摘し
ておきます。

時間もありませんので、次の問題に移りますが、
先ほど私も私触れましたが、ともかく中小企業白書
の五十二年度よりまして、一九六六年から七
二年に地盤沈下したといいますが、低下した産地
が多く見られるという指摘であります。それから、
これは山崎充さん、静岡の経済研究所の方で、「日
本の地場産業」、大変うっぱな本を書いておられる

と思いますが、この山崎さんの指摘によりまして、特に六六年以降七二年までの間に停滞が起きているという指摘があります。昭和四十年代以降の低落だというのが指摘されております。そして、どういふ部門でそうだったかということもいろいろ書いてありますが、それは省くこととして、一つここで考えなければいけないことは、これまでの中小企業の近代化促進ということで、

とかく量産化、機械化という点がやられてきた。これからの、今度も、やはりようによつてはそれが全面に出るおそれがあります。もちろん、量産化、機械化を私は否定するものではないし、必要なものはやらなければいけないと思うのですが、それが一面的にやられた場合に、特に産地中小企業の場合にどういふマイナスを生じたかという指摘が具体的に打たれております。しかも、この指摘というのは、全国相互銀行協会の一九七五年六月不況影響調査を引用しながらやっておりますが、

むしろ最近の不況の中で、伝統型特産品の産地の方が不況の影響は少なかった。津軽塗の漆器などを例に挙げております。ところが、機械化、量産化に走つてしまつて、漆器といつても、プラスチックでスプレーとか何かで吹きつけるようなことに走つてしまつたところでは不況の影響が大きく出ています。会津漆器、木曾漆器などを例に挙げております。また、事実、単純に機械化、量産化を図れば、それこそ追い上げ国から、その機械さえ入れれば簡単に輸入してきてしまふから、たちまち追い上げられる原因をみずからつくつていふようなものであります。そういう側面もあるわけです。

確かにいろいろ考へてみて、機械化、量産化だとか、あるいは材料革命といふのをどこにどう取り入れるか。これは全然拒否するといふ立場はもちろんであるけれども、しやうけれども、しかし、これまでのこともなくこれを一面的に推進してきたきらいがあるのではないか。したがつて、今度の新しい法案によりまして新商品とか新技術開発といふことを目指すといふときも、やはりこの伝統的な工芸技術を保存しながら、新しい形で発展さ

せるということに相当力を入れなければいけないのではないかと思ひますが、その点について伺ひます。

○左近政府委員 いまの御指摘はまことに當を得た御指摘であらうとわれわれは考へております。やはり過去の産地の産業を振興する場合においても、その時代の経済が高度成長をしておるという

ようなことを踏まえまして、コストダウンというようなことを図るために量産化ということが大きな課題になり、それを実行してきたといふことは、その時点としてはそれなりに正しかつたと思ひますが、経済構造が変化したいまとなつてまいりますと、むしろその大量生産ということがいろいろ問題を起こしておる。結局不況に耐え抜くときにおいてもそれが重荷になつたといふ例はわれわれも体験したわけでございします。したがひまして、この産地法によりまして今後の新製品開発といふことをやるに、われわれが最も重点に置くのはむしろ非価格競争力をつける、つまり、量産化して値段を安くして売るといふふうなことじゃなくて、その産地ごとの特徴のある商品をつくつていく、この産地でなければできないものをつくつていくといふふうなことにこの産地産業の今後の方向を向けなければいけない。そしてその場合にも、むしろ具体的な大量生産の施設をつくるというん

じやなくて、新製品をつくり出すような人的な要素をつくる。そういう技術開発力、新製品を開発する力をつけていくということが基本になつてまいらうと思ひます。したがひまして、そういう意味において、その産地が持つております伝統的な技術力とかあるいは伝わりましたデザインとか、そういうような産地産地の歴史的伝統を踏まえた新製品の開発をやつていくということが最も肝要であらうといふふうになつておると思ひます。

○工藤(委員) 共 共 そういふ趣旨も踏まえまして、やはり新商品、新技術の開発が必要であるといふことになりまして、しかしその点に關して、もつと中小企業向けの研究開発補助金といふのをふやしたらどうか。これはどうですか、通産省所

管でいいわけでありまして、研究開発予算の中で大企業向け中小企業向けの比率といふことが、一体どうなつてゐるのか、伺ひたいと思ひます。

○左近政府委員 技術振興対策といふのも各種ございまして、中小企業の技術振興対策の主眼は大體二つございまして、一つは、中小企業の技術指導を中心にしてあります各地方、つまり都道府県が持つております公立の試験研究機関の助成をするといふことで、その特殊な研究、それぞれの中小企業に向いた研究に対する助成金を出すとか、施設経費を出すといふようなことが一つと、

やつております試験研究に對しまして助成の補助金を出すといふことがございします。したがひまして、大企業向けの研究自身もいろいろ各般におつたつておりますので、いま直ちに全体の比率を出すといふことは私の方でできませんので、お時間をいただきたいといふふうに思ひますが、御指摘のとおり、比率は余り高くないといふ御指摘が当たつておるといふふうに思ひます。

そこで、実はわれわれもこの産地振興対策で技術の開発といふものが大きな分野を占めておるといふことを痛感してございまして、この技術開発に對して、ことしも新たに、各公設試験研究所で、地方の産地の人々に対して大学院程度の技術を習得してもらふように、原則として大学卒の人に對して、より高い技術を習得してもらふための研修制度も新設したわけでございします。しかしながら、これについてはまだ十分とは言えないと思ひますので、実は来年度以降の政策を現在検討しておりますが、その中で、やはりこの技術開発政策を大きな重点の一つに据えようといふことで、目下検討中でございます。

○工藤(委員) 共 共 それは後で詳しい資料を調べて出したいと思ひますが、ちなみにといふことで、科学技術計画局編の科学技術要覧を見ますと、七八年度通産省所管助成費合計は約二百七十四億円、それから中小企業向けに使われた額は、これは中小企業庁からいただいた資料

を見ますと約十五億円ぐらいで、五・七％にすぎないといふことも大づかみであります。私たちが見ております。これはぜひ資料を出していただきたいし、また、さつき言ひましたような趣旨で、こういう研究開発に対する助成をもつと強めるべきであるといふことを重ねて主張したいと思ひます。

さて、産地業種と地域の指定について伺ひます。政府は、産地の実態調査を毎年行つておりますが、この場合年間総生産額五億円以上を産地対象にしてゐるといふことでありますが、それでも五億円以上のすべてをとらえてゐないのではないかと、これは先ほどの山崎氏の指摘もあるわけですが、たとえば静岡県の例をとりまして、輸出木漆竹製品、これは五十億円、それからひな道具、ひな人形八十億円、そのほか仏壇、木製履物、それぞれ五億円以上であります。これらがどうもとらえられていないといふ指摘もあるわけでありまして、研究者の指摘であります。これは一つの県についてでありますので、恐らく全国的にそういうことがあるのではないかと、これは一体どういふことかといふ問題です。

○左近政府委員 この中小企業庁が産地について調査をしておりますのは、昭和三十八年以降毎年産地の概況調査といふことで調査をしておりまして、その調査の対象を出荷額五億円以上といふことに限定をし、しかも産地を形成しておるといふことで、企業集団としてやつておるわけでございますが、實際上各都道府県ともよく連絡をとりながらやつておりますけれども、御指摘のようないふことが確かに脱落しておる点もございします。したがひまして、こういう点についてはわれわれも産地の実態把握といふものに努める必要があり

ますし、ことにこれから産地法といふものを制定していただいて、産地政策を中心にやつていくわけでございますので、より詳細な調査をし、そういう産地の実態が必ず把握できるように努力したいと思つております。そのためにやはりもう少し都道府県とも連絡を密にして、そういう

新しい産地が出てくる場合あるいは従来見落とされた産地のある場合というものを急速に修正いたしまして、来年度以降はそういうものが必ず入るようにならなければならないと思っております。

○工藤(晃)委員(共) そういうことで、では一層調査を広げて、落ちていくところのないようにしていただきたいわけですが、それに付いてこの法案が成立すれば、すぐに間もなく施行されるわけでありまして、そういうことを考えまして、たとえば中小企業近代化促進法施行令の第二条の中の最後のところに、「都道府県知事は、当該都道府県の区域内で少なくとも数の中企業業者がその業種に属する事業を行つてゐる場合において、その事業活動の状況からみて」、「大臣に対し、その旨を申し出ることをできる。」指定業種とすることが適当であるということを申し出ることができるといふことが入つてゐるわけですが、どうですか、施行令あたりで知事とかあるいは市町村の長が申し出ることができるといふことを積極的にのうたい込んだ方がいいのではないかと思います、その点はどうでしょうか。

○左近政府委員 この産地の実態を把握してゐるのは、むしろ中央の国ではなくて都道府県である、自治体であるといふことは御指摘のとおりであらうと思ひます、われわれもそういう意味において、この法律でも指定の場合には意見を聞くといふことになっておりますが、意見を聞くといふのは、単にこちらから案を示して向かうの意見を聞くといふことだけではなくて、その精神を拡張いたしまして、むしろ県からこういう候補地があるよといふ話を聞くといふ態度で現在考えております。したがって、この法律が施行されました際には、実際問題としてむしろ府県の意向を尊重して、府県の意向で支障がなければそれを認めていくという態度で運用したいと思つておられます。したがって、法制的にそういうものを入れる必要はないと思ひますけれども、運用上は御指摘のような形でできると思ひますし、現にわれわれの方に、まだ法案はできておりませんけれども

も府県からいろいろなアプローチもございます。われわれとしては、これは正式には法律ができまじと府県にはアプローチできませんので、われわれの方から積極的に文書を出してどうこうというわけにはいきませんが、府県の方からはいろいろ意見が上つてきております。したがって、そういう意見を十分伺つて、それによつて、その中からわれわれの産地を選定していくという態度をとつていきたいといふふうに思つております。

○工藤(晃)委員(共) 積極的に府県の意見を聞くといふこと、それは正しいと思ひます。ただ、そういうことから、施行令にはそういうことをもつと明記しておいた方がいいのではないかと、重ねて私の要望を申し上げておきます。

さて、ひとつ今度の法案の実際むずかしい問題として、こういう点があると思ひます。たとえば、振興計画を産地組合のイニシアチブでつくるというところは、これは大変意義のあることだと思つております。ところが、先ほど私も引用しましたところの七十七年度中小企業庁の調査、五十二年度の調査、この中で、アウトサイダーの生産比率が三〇%以上の産地をかなりの数拾うことができます。これは、大臣出身地の愛知県の一宮の毛織物機械染色整理の場合には、インサイダーが四〇%、アウトサイダーが六〇%といふことになつてゐるわけですね。もちろんアウトサイダーがこれほど高くないところの方が多々ありましてありますが、実際においては個別にはこういうところがある。

それから、先ほど私が引用しました山崎充さんの本の中でも大変詳しく書かれてゐるわけですが、産地と言つても事実上社会的分業体制になつてゐる、統括者である産元あるいは産地間屋、あるいはまたこれはメーカーである場合がありまして、そのほかは非常に仕事が多岐にわたつて、そこに専門業者が多数いて、そうしてまたその外側、底辺と言つていいでしょう、それこそ家内工業、内職がいつぱいある、これが産地の実態であるといふのが全国調べた結論にもなり、その関係

というのは多種多様だけれども、しかし、一つ共通してこの山崎氏も指摘してゐるのは、この産元とか統括者とかの専門業者との関係その他いろいろの、横への関係ではないに、實際上この統括者が生殺与奪の権を握つてゐるような、支配従属の関係にどうもなつてゐるという特徴もあるわけですね。こういうことを考えるときに、これからはそういう産地組合をどう民主的に構成していくかといふ問題にもかかわることであつて、これは全部国が指導してとか県が指導してといふ問題ではないと思ひますけれども、しかし、現実にはそういう実態であるときに、アウトサイダーもいる、それから同時に、それこそ組合に参加しないけれども、事実上内職その他で支えてゐる大ぜいの業者がいて、私たちとしてはこの全体を發展させる、守つていくという立場をとらなければいけない。

○左近政府委員 御指摘のとおり、産地の状態といふのは非常に複雑な形態をとつてゐる、ところが、ことに歴史的な産地ほどそういうのが多いのが事実でございます。ただ、この法案の精神は、やはりこの産地が組合といふことで、個々の中小企業業者でなくて組合で結果をして、そしてその組合として振興計画をつくつて実施していく、その集約的な努力といふものを促進するといふのが本来の趣旨になつておりますので、このアウトサイダーといふものが、もし本当に自分も一匹オオカミでやるのだと言つてゐることになると、この法案の対象にはならないといふことになつてゐるわけでございます。ただ、いま御指摘もありましたように、その組合の運営を民主化したしまして、これは商工組合にいたしましたとしてもみな加入脱退自由といふような、民主的な運営ができるよう

に法律がなつておりますので、これを確保いたしまして、そういうアウトサイダーが極力ないようになつていくといふことが一つの行き方だろうといふふうに考えております。

それからもう一つ、いま御指摘になりました家内工業的なものにつきましても、われわれ極力含むようにしたいと思つております。そして大体こういう業種は、その主たる指定業種のいわば関連業種といふ形で位置づけられる、そのいわば一部を下請するといふようなものでございまして、そういうことでございまして、むしろ関連事業者といふ形でこれに取り込んで、恩典も受けられるし、計画もやられるといふようなことで解決を図つたらどうかといふふうに考えております。

そういうことで、産地の実態に即して、なるべく本分に自分が積極的に、そういうものに加わりたくないといふ人は別でございまして、何とか一緒にやりたいといふ人はまとめてやれるような、弾力的な運用を考えていきたいといふふうに考えております。

○工藤(晃)委員(共) これはまた少し大きな問題にもなるのですが、通産省は昭和六十五年を目標とした地域別産業構造ビジョンを五十五年度じゅうにつくり上げるという方針を決めて、立地公害局地域振興対策室は作業に着手してゐるといふこととあります。その四項目の柱の中の一つは中小企業産地であるといふことです。これは四月一日ごろの新聞にも、特に田園都市構想などといったものの結びつきでいろいろ書かれてゐるから見ておられますが、恐らくこれは実際に進めてゐることとそう大きく変わらなないと思ひます。この中には、中小企業産地については、大幅な再編策を検討しようといふこと、その中で、輸出依存型から内需主導型への転換や、高次加工型産業への体質改善プランも打ち出すとか、いろいろ出されてゐるわけですね。

実は、わが党の商工部会の一員が、中小企業庁の担当者と思われる中小企業庁計画課の課長補佐

ないというふうな考え方は、今後の運営に生かしていきたいというふうに考えております。

○工藤(晃委員)(共) これで質問を終わります
が、いま言った点で一層改善が図られることを要望します。

なお、先ほど私が述べましたが、大平首相の二百円発言というのは、さっき言ったような説明ではとても済まされるような問題ではございませんから、大臣もよく念にとめておいて、私たちの方もこの問題は改めてまた何らかの形で追及いたします。

これをもって私の質問を終わります。

○渡部(恒)委員長代理 午後二時から委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後一時十七分休憩

午後二時十分開議

橘口委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

質疑を続行いたします。中村重光君。
○中村(重)委員 時間の関係もありますから、法案の条文の順序を追って質問をしていきたいと思います。

まず、冒頭に大臣に、この「目的」に、「中小企業者が円相場の高騰その他の最近における経済的事情の著しい変化に対処して」云々と、こうある

わけですが、現在の円相場に對する大臣の認識、これは高騰と見るのですか、いわゆる円高と見るのですか、あるいは円安と見ているのですか。この条文からいたしますと、円高、円の高騰という

認識の中に御提案になっていらっしゃるわけですが、いかがですか。

○江崎国務大臣 この問題は午前中にもいろいろな議論のあったところですが、政府当事者

がフrootしておるものを大体幾らぐらいが妥当であると言うことはまことにむずかしい問題であると思います。また、言つてはならぬという一つの不文律のようなものもあるわけでございます。

て、昨年の一月、二百四十円から始まりました経緯を考えますと、当時、二百二十円というのはいろいろな産業にとって、今朝の草川さんの話では陶磁器の場合が出たわけですが、これが死活ライン、したがって大変高いものであるというような印象でその当時はとられたものであります。それが、円がどんどん高くなりまして、百七十円台までいってしまつた。そういう場面から言へば、いま新聞などでは円安などという言葉を使いますが、まあ昨年の二百九十円台、昨年年初の二百四十円台というあたりから考えれば、これは相当な乱高下があるわけでありまして、一口に高騰とかあるいは暴落とか、そういう言い方は適当でないと思ひますが、相当中小企業に打撃を与える数値ではあるというふうに思ふものでございます。

○中村(重)委員 大臣の経過をたどつてのいまのお答え、私もその認識に変わりはないのです。問題は、円安によって、御承知のとおり、これは企業の節度のない減量経営、生産規制なんということも関連してではあるのですが、卸売物価が政府の見通しをはるかに超えるような上昇なんですね。そのことは当然消費者物価にはね返ってくるでしょうし、それらのことの関連が、私は日本経済というものを非常に混乱をさせているというように思っているわけです。しかし、現在以上に円の高騰が高かつたその際に、大臣いまお答えになつたように中小企業が非常な打撃を受けたということは事実です。また、円高のメリット、いわゆる円高差益というものを国民に還元をしなかつた、それらのことが日本経済というものを、国民生活というものを非常に不安定な状態に追い込んだということは否定できないと私は考えているのです。大臣も国際会議等において、東京サミットも控えているわけですが、そうした国際的な関係、それから日本が置かれていた客観性という点から、円の高騰というものがどうであらうかということ、立法院としてこの政府提出の法案を審議するに当たつて、私は考えざるを得ないわけではあります。

いわけです。

しかし、経過としては大臣がいまお答えになつたようなことで、対象が中小企業ですから、対象中小企業が非常な打撃を受けていることは言うまでもない。さらに円高によるメリットを受けた大企業、中小企業に對しても国民に對しても、先ほど申し上げたように為替差益を還元しなかつたということとあわせて、ダブルパンチを中小企業は受けていると私は思ふ。そういう意味において、円相場の高騰という形で策を講じていこうとする考え方に對しては、私はそれなりの理由というものはある、それは肯定せざるを得ない、こう思っているわけではあります。

そこで、「円相場の高騰その他の最近における経済的事情の著しい変化に對処して」云々となるわけですが、この条文の解釈は、円相場の高騰がなくとも、その他の経済的事情の著しい変化に對処して、この法律案というものが制定されたらば施策を講ずることができ、私はこう解釈をするのですが、そのとおりの解釈でよろしいですか。

○江崎國務大臣 私は、中村さんのおっしゃる意味がよく理解できるように思ひます。この「目的」に「円相場の高騰その他の最近における」とありますのは、円相場の高騰によつて中小企業産地に構造的な変革を迫るような大きな要因がわき起こつたということとは否定できませんが、これは乱高下するわけでありまして、一口に高騰対策であるのかとおっしゃるならば、そういう意味ばかりではないのでありまして、いま先生御指摘のようにな、「最近における経済的事情の著しい変化に對処して」その事業の合理化を計画的かつ速やかに進めるための措置等を講ずる、ここにやはり重点を置かざるを得ないというふうに考えます。したがつて、たとえば原材料が枯渇する、原材料の大幅な高騰などによつて産地中小企業が構造的な変化を迫られるような事態、そういった場面に、運用面において弾力的に十分配慮してまいることが何よりも必要であると考えます。

○中村(重)委員 この条文を読んで、「その他の最近における」というところに、私は中小企業産地、中小企業がいろいろな事情によつて苦しい経営に追い込まれているという実態をお考えになつて、大臣お答えになつたような広い範囲にこの法律が適用される、運用できるといふ考え方の上に立つておられるというところは理解し、評価をするわけではあります。円相場の高騰というところだけではなくて、後で私は具体的なこととしてお尋ねをするわけですが、私は長崎県でありまして、べつこの産地である。これは円相場とは関係なく、ワシントン条約が締結される、いわゆる批准をされるということになつてまいりますと、輸入そのものができなくなつていくこともある。今回は、最近の閣議決定ではなかつたでしょうが、マスコミの報道によると、いまの国会ではワシントン条約は批准できないという方針をお決めたにまつたようでございます。これが批准されるにいたしましては全面的留保という形をおとりになるという通産省の配慮、そのことは外務省であるとかあるいは環境庁というものにも對しても同意を得ているということとを私ども伺っているわけでありまして、それらのことを考えてみますと、今度は批准はなかつた、あつても全面的留保という形になるとは言いがた、やはり資源を枯渇させてはいけないということ、いま東原担当局長のものとでは、小さいものはとらないとか、あるいは節度ある輸入、できるだけ規制して最小限の輸入にとどめるとか、いろいろ苦勞をしておられるようでございます。生産、販売に当たつては中小企業者でございますから、そのことは即大きな打撃を受けるということに違いはないわけなんです。したがつて、そのようなこともありますから、私は「円相場の高騰」というこの条文に入つていなくとも、「その他の最近における経済的事情の著しい変化」ということによつて施策を講ずることができるといふこと、解釈の上に立つてはよろしいわけではあります。大臣のいまの答弁はそういうことで理解してよろしいのだからと思うのでありますが、最初に円相場の高騰下というお答えがあつたものですから、ちょっと

そこでひつかかつてまいりますので、くだいようですが、もう一遍その点に對する解釈を聞かしてください。

○江崎國務大臣 仰せのとおり、円相場の高騰以外のその他の最近における経済的事情の著しい変化にも対応できるようにいたしておるわけでありまして、この点は御指摘のとおりでありますから、どうぞ御了解をお願いします。

○中村(重)委員 そこで長官、指定をする場合に地域を限つて指定をするということなんです、これは行政区域になりますか。県全体が一つの産地であるという場合があり得るわけではあります。あるいは市町村の区域というものもあり得るわけですが、地域を限つて指定することは都道府県という行政区域をお考えになつておりますか。

○左近政府委員 地域につきましては、実態的な産地の広がりを見て決めたいと思つておりまして、通常は市町村単位で、一つの市町村あるいは二つ以上の市町村という場合が多いと思ひますが、全県的な産地状態になつておるといふようなものもたまにはございます。そういう場合には県単一円ということもたまにはあり得るということでございます。そこは大体市町村単位あるいはもう少し大きい単位ということをお考へておるといふこととでございます。

○中村(重)委員 そこで先ほど申し上げました具体的な例としてお尋ねをするわけでありまして、調査室の方から資料として配られておりますものに産地の名前がずつと列挙してある。三百ぐらいあります。実はその中にべつこつが入つていません。産業は入つてはいる。べつこつは入つていない。私はべつこつは当然産地として指定するべきものである、こう考へておるわけではあります。

べつこつの場合、企業の数が九十です。これは長崎市を中心になりますが、従業員六百六十名、そのうちに身体障害者五十六名、それから生産高が三十億六千六百万円、小売業の販売高が百十億から百二十億、全国では二百億程度です。その中で、長崎で百十億から百二十億。それから従業員の数

いたしておりますので、これはまた十分府県と相談いたしまして決めていきたいというふうに考えます。

○中村(重)委員　それ以上のお答えはしにくいでしょう。私は、産地として指定される用意があるというように理解をいたします。

大島つむぎの場合はどうお考えになっておられますか。これは、栗原局長もお見えになっておら

を含めてお答えを願います。

○栗原政府委員　大島つむぎの問題は、日韓の交渉の中では非常に大きなテーマとして従来もあり上げられてきておりまして、昨年におきましては、みやげ物の数量制限、あるいは表示につきまして両端に表示して、畳み方も平畳みにするとうりような点について日韓に合意ができたという

そこで中小造船業ですが、これは長崎市の場合において申し上げるのですが、中小造船業の工業出荷額、これが六五％ぐらいあるわけです。それから、御承知のとおり三菱造船所という大手の最たる造船所があるのです。ところが、関連の下請業というものはこれまで物すごい、三菱造船が主きければ大きいほど関連の下請企業というものは多いわけです。これは当然本法の指定となるべき

「相当部分」というのは大体半分ぐらい、二分の一が「相当部分」ということに当たるのでな
かというふうに解しております。
それから第二の、これはいわば地域性の基準
ございますが、これについては事業所の数がそ
地域で通常五十以上、あるいは全国の比率で申
まして、全国の事業所のうちの二〇%以上がそ
に集中しておるといふようなことと、それから

産額ないし取引額が十億円以上ないしは全国のその
ういう同業の者の一割以上があるというようなこと
とを一応の内規としてわれわれ考えておるわけで
ございます。ただし、実際の適用については、そ
の精神を生かして弾力的に扱いたいというふうに
考えております。

それから三号がいわば不況要件と申しますが、
「事業活動に支障を生じ、又は生ずるおそれがあ
る」というふうな要件でございますが、これにつ
きましては、先ほどのように政令で起因する要件
を書くわけでございますが、とりあえず現在政令
で指定しようと思っておりますのは、円高で輸
出が減少した場合、それからまた、円高で今度輸
入が増加をいたしましたので、つまり関連商品の
輸入が増加をいたしましたので、当該業種の商
品の生産が減退したというものを指定しようとい
うふうに考えております。

○中村(重)委員 いま政令で指定する場合、要す
るに円高とかその他、いわゆる為替相場の乱高下
というふうなことを考えているということなんで
すが、先ほど大臣と、いわゆる「その他の」とい
う形で議論いたしました。政令で定める場合、
目的の点について大臣と私の間に明確に解釈に
ついてはたわけですから、これを否定してはいけ
ませんよ、政令で、これは非常に重要な点ですか
ら、もう一度お答えください。

○左近政府委員 若干私の言葉が足りませんでし
たが、当面その二つと申し上げたわけでございま
して、政令は当然その他の要因のものも入れ得る
可能性がございますので、実態を調査しておりま
して、必要が生じた場合には政令を追加していく
というように考えておるわけでございます。その
場合には必ずしも円の高下というふうなことに
こだわることではないというふうなことでござい
ます。

○中村(重)委員 それから産地を指定する場合、
「主務大臣は」、「通商産業大臣に協議し、かつ、
当該地域を管轄する都道府県知事及び中小企業近
代化審議会の意見を聴かなければならない。」これ

は、都道府県知事の意見と審議会の意見というも
のとは必ずしも同じであるとは考えられない。相
違ふことがある。その場合にどちらを優先する
のですか。

○左近政府委員 いずれも意見を聞くということ
でございまして、法律的に言いますと、同じよ
うに尊重するということを言わざるを得ないわけ
でございます。ただし事務の性質上、再々申し上げ
ておりますように、地方の実態というものはやは
り都道府県が一番よく御存じであるということ
でございますし、またわれわれの実際の運用として
は、都道府県から申し出られたものを優先的に考
えようというふうに考えておりますので、実際問
題としては都道府県知事の意見が非常に大きなウ
エイトを持つということは事実でございます。た
だし、法律上、じゃ審議会の意見を排除してもや
るわけにはいきませんので、その点は御容赦願
いたいと思います。

○中村(重)委員 中小企業庁、これはほかの省も
そうでしょうが、無数の法律を出しになるのだ
な。法律をおつくりになるのだ。しかし、私ども
も個別的には必要だものだから、これを否定しな
いで認める。ところが役所が大変頭がいいもの
だから、なかなか条文を読んでもわけがわからぬ
ような条文をおつくりになる。きわめて難解な条
文をおつくりになるものだから、この運用のとき
に当たって非常に手続がうるさいですね。こっ
ちでいいと思うとこっちにひっかかる、なかなか活
用できない。それから申し上げたように、期間が
かかるんだね。そうするといや気が差して、い
いように思うけれどももうどうにもならないとい
うので、この法律の適用を受けられないというこ
とが私は非常に多いと思う。この「振興計画」の第
三条を読んでみても、なかなか難解であり、でき
るだけわかりやすい条文にはなっているけれど
も、比較のわかりやすい条文にはなっているが、
またあっちこっちと突き当たるような感じがして
ならない。だから指定は、申請をするまでも手

数がかかるんだけれども、そういう申請の作業
にかかって提出をする、それから指定をする、大
体どのくらいの期間で指定しようと考えているん
ですか。

○左近政府委員 こういう対策でございまして
で、われわれといたしましてはなるべく迅速に処
理をしようというところで準備をいたしておりま
す。法律といたしましては「公布の日から施行」
ということになっておりますので、国会を通して
いただきますれば、若干の準備期間を置いて公布
いたしましたして、すぐに取りかかりたいと思っ
ております。

実はこれ、法律ができておりませんので、正式
には府県にどうこうというわけにはいきません
が、こういう法案を国会に御提案申し上げたとい
う事実は各府県に連絡をいたしまして、県もそれ
を見ていろいろ準備をしておることでございます。
したがって、法案を成立させていただきます
れば、早速に府県の意見を取りまとめ、それから
審議会にも意見を諮って、公布をいたしましたら
日ならずして指定ができるようにしたいという
ように考えております。そしてまた、この指定
自身も大臣が定める、告示でやるということ
非常に手続としては簡易にできるようにしてお
りますので、その点も生かして、迅速な処理を
いたしたいということ考えております。

○中村(重)委員 ともかく絵にかいたもちになら
ないようにしてほしいということですが、
それから振興計画、事業合理化計画と、いろ
んな計画が考えられているんだけれども、この産
地法については、通産大臣聞いてくださいよ、あ
なたの前任者の河本さんが現職であられるとき、
總裁選挙に立候補されました。ずいぶんこれは
ち上げられましたよ、大阪では言うまでもなく、
あちこちで。だから、ものすごくすばらしい中
身のある法律ができるんだらう、こう期待もした、
それから相当な予算もつくんだらうと思っ
て見ても、それがこの法律案の条文を読んでみ
ても、それから産地中小企業振興対策についてという資

料、それから産地中小企業対策の体系、こうい
った資料をいただいているんだけれども、余りにも
予算がちやちやですね。それから補助金にいたしま
しても、補助金というのは新設ですから、個人の
企業に対して補助金の道を開いたということは私
は評価します。得てして関連行政で金を貸すとい
う融資が中心である。大企業に対しては組合法
というものがあって、電子工業などというものは
研究組合をつくったら相当大幅な助成がある。中
小企業というものはその点は非常に貧困であ
った。だから、これに三百五十万、それから組合の
場合、一千万という補助金を出すことを——これ
は新設になるわけですから、それにしても金額が余
りに少ないですね。それから、これは都道府県が二
分の一を負担するんでしょ。そうすると、都道
府県が予算化しないとき動き出さないんだ。そこ
らの手当て、見直し、それはどうお考えになって
いらっしゃるんですか。

○左近政府委員 まず、都道府県との関連につ
いて御説明申し上げます。
先ほど申し上げましたように、法案自身はも
う御審議を願うことでございまして、まだ決
まっていないう段階でございまして、どうい
うことを国会に御提案申し上げましたというこ
とは都道府県にも十分連絡をしております。し
たがいまして、都道府県ではそれを見越して予算
化をしておいておる県もございまして、また
まはできないにしても、たとえば九月県会には予
算化するというような段階のものも相当ござい
ます。したがって、実際上はこの法律の施行に
支障の生じないような形で準備ができておると申
し上げて差し支えないかと思っております。これも、
いづれも府県の動きをいざ主體的に考えたとい
うことでありますので、府県の方もそういう点で
主體的に動いていただいているというのが現状で
ございます。

○江崎国務大臣 本法案は、産地の創意工夫を生
かす、組合の自主的な新製品の開拓とか新販路の
開拓とか、そういう面では非常に希望の持てる

受けたんですが、てん補率は七〇%のままにしているが、なぜ八〇%ぐらいにしないのかと言ったら、これは前向きの立法ですから、後向きだったから八〇%ぐらいにしますけれども、前向きだから

実は七〇%にしているんだ、こう言う。どうもいろいろ質疑してみると、前向きというようになるとにそのまますばり考えられないような答弁が実はなされているわけです。てん補率の問題は今回は別に修正をしようとは思いませんが、信用保険法案を来国会は出したという御意向でもあるわけであります。また、別枠として三千万円を五千万円にする、今度は五千万円を一億にする、こうあるわけですが、一方は五千万を二倍の一億にし、片や三千万を六千万にしないので五千万円にしている。これも当然六千万にそろえるべきであるという考えを持ちましたが、いろいろと大蔵省との折衝過程もあり、もうすでに予算も成立をしているわけでございますから、私どももその点を理解して、来るべき国会においては、いま私が指摘をいたしましたようなてん補率もそうですが、別枠の金額も引き上げる、その他信用補完制度の強化のために、現在の普通保険であるとか近代化保険であるとかあるいは無担保保険であるとかあるいは特別小口保険であるとか、当然改正をいたしました、また信用保険公庫に対するところの出資も、あるいは保証能力を高めるために保証協会に対しても思い切った出資をしていく、そして保証能力を高めていくということではなければならないというように私は考えるのです。

もう一つは、もうすでに保険公庫に対する融資基金、準備基金その他予算は通つてしまつた。ところが、この法律案の中身を見ただけで、信用保険公庫に対するところの相当な資金が必要になつてくる。そうすると、既存の制度によるところの資金というものが枯渇をする、不足をする、それで保証協会の保証能力を低下させるということにもつながつてくると私は思う。こういつた産地法という法律を御提案になり、そして信用補完制度の強化をお考えになるのだつたら、私はもっと予算要求を大幅に計上すべきであつたと考える。その点非常に不足していることが残念でございますが、これらの点に対して今後どう対処しようとお考えになつておるか、その点をお聞かせいただきたい。

○左近政府委員 中小企業の信用補完の制度を強化することが必要であるということとはわれわれも痛感いたしております、そのためには信用保証協会、それからそれをバックアップします中小企業信用保険の制度というものを十分検討しなければいけないのではないかと考えております。現在の制度になりましたから大分年月もたつておりますので、われわれも現在検討を進めております。したがって、今回の本法でやりました特例措置は、その第一段階ということに御了解願えればと思ひます。われわれといたしましては十分検討を重ねまして、必要があれば制度の改正ということまで持つていきたいと現在考えておりますので、御了承願ひたいと思ひます。

○中村(重)委員 実は大臣、私がいま申し上げました三千万を五千万に引き上げているのは、これを六千万にすべきである、五千万の方は一億にしているのだから、そういうことであつたわけですが、これが引き上げについて速やかに提案をする用意があるといったこと等もありましたので、実は修正しないで原案を認めることにいたしました。先ほど申し上げましたように、その他の保険の限度額についても引き上げをしなければならぬ時期に來ていると私は思ひます。したがって大臣に、この信用保険法の限度額引き上げを速やかに提案する用意があるかどうか、保証能力を高めるための積極的な対策を講ずる用意があるかどうか、その点に対してお答えをいただきます。

○江崎國務大臣 発足をさせまして、今後実情に即しまして十分御趣旨を体しながらよく検討いたしたいと思ひます。

○中村(重)委員 満足いく答弁ではないのです。大臣よりも、むしろ長官の方が前進した答弁であつたような気がして、大臣らしくない答弁だつた、こう思つて、いまの答弁に余りいい点を差し上げたくなのです。お役所の答弁のようなら、大臣ならばすばりと答えることがあたらしく答弁なんだけれども、ひとつ速やかに提案をし

てほしい。後の答弁のとき追加してください。それから、こういう限度額の引き上げ等をおやりになるのだけれども、問題は、中小企業は担保がないのだ。金は借りられる、借りられる道も制度としては開かれてはいるが、担保がない。ところが、この場合はいろいろ新しい設備をやる、それを持ち込み担保という形でやるのだから、別の担保は要らないのだということも事前には私は伺つている。ですから、その点をひとつ明確にしてほしいということが一点。

もう一つは、担保に提供する設備というものができないのだ。いわゆる研究とか開発とかという形によつて担保を提供する設備がない、金は要る、こういう問題。その場合、保証協会は独立採算制度だから、こういう制度をつくつたけれども、肝心かなめの窓口の保証協会が保証しないということになつたのではどうにもならない。それらの点をどう実効を上げていく考え方ですか。この点は信用補完の制度の問題でもあるわけですから、担保の問題で、重要な問題ですから、長官の答弁の後、ひとつ大臣からお答えをいただきたい。

○左近政府委員 仰せのとおり、中小企業者が資金を借り入れる際の担保というのが一番大きな問題になるわけでございます。いまお話しのとおり、この中で中小企業者自体に貸し付ける場合に、合理化のための設備を取得するための資金につきましては、取得いたしました設備を担保に入れることが出来るわけでございます。しかしながら、試験研究とか商品開発というものの資金につきましては、なかなかそういうものが担保として提供しにくいというの事実でございます。

そこで、これは一般的な問題でございますが、信用保証協会が保証する場合に、必ずしも担保を要求しないで、人的保証というようなもので処理するようになつていくことは、われわれが累次指導しておるところでございます。また、担保を取るにしても、一般金融機関よりも担保価値などを有利に見るということも指導しておるわけでございます。したがって、今後十分指導いたしますし

て、ことに試験研究的なものについては、事柄の性質上なかなか担保が差し出しにくい事情もあるわけでございますから、そういう点を勘案して、個別的な判断で、そういうことで保証の支障がないような指導をしてまいりたいと思ひます。そしてまた、その指導をするに当たっては、信用保険公庫が信用保証協会に貸し付けております融資基金等もございまして、そういうものの運用によつて、いまのようなことが円滑にやれるように信用保証協会を指導してまいりたいと考えております。

○江崎國務大臣 人的担保の評価とかいう意味は、経営手腕の評価のわけですから、私はいま長官が答えましたように、その方にだんだん重点を置くということとは当然のことだと思つております。それから、先ほどの信用保険の特例についての金額の問題でございますが、これはどうも私の答弁が御満足がいかかつたようであります。十分御趣旨を体しまして配慮をしたいと思ひます。

○中村(重)委員 実は長官、先ほど私の方の部会を開いて、この三千万を六千万に引き上げるべきであるということで一応合意をした。これを原案のまま一応認めようということにしたわけだ。ところが、私が申し上げたように、出先の方になつてくると時間もかかる、むずかしいことを言う、そしてなかなか認めない、これを改善させなければ意味ないではないかという強い意見も出ました。私はもっともだと思ふ。いまあなたのお答えになつたけれども、私だけでなくて、与党の諸君だつてそういういろいろな苦情は聞いていると思ふ。だから、単なる通達を出すとかあるいは希望するとかいうことだけではなくて、本当に実効の上がするようになつていくには、本当に私はいいと思ふ。中に飛び込まなければならぬ。長官も東京だけにいるわけではないだらうけれども、ただ来る連中から聞くだけではないで、みずから飛び込んでいってその実態をつかむ、生の声を聞

く、そうして実情に合った行政を進めていくという事でないといけないと思う。

私は何回も申し上げたことがあるのだけれども、とにかく中小企業は通産省の十一階に、天に近いくるに鎮座ましましておるといったような考え方が現実にはあるような気がしてならぬ。ですから、気持ちは一階におりていくとか、どんだん現地に飛び込んでいって実態を把握する、こういう態度でやってもならなければならぬという事を申し上げておきますから、ひとつ最後に決意のほどを聞かしていただきたい。

それから特別償却の点も、建物、機械についての償却もお考えになっていらっしゃるようですが、これも今後十分考慮とも折衝して、できるだけ前進したものに改める点は改めていくということにしてほしいと思います。

それから労働者からもお見えでございますが、雇用対策の問題について、失業の予防、その他雇用の安定の問題、職業訓練の実施、これに対する必要な措置、それから中小企業に関連して、直接これとは結びつかないのですが、中小企業に働く従業者の退職金共済制度というのがある。この共済制度というものは旧態依然として政府の補助額というものが非常に少ない。いい制度だけれども、これが有効に働いてない。だから、もっと国の負担というものを大きくして、補助を大きくして魅力ある制度にしていかなければ、もう雇用問題というのは今日最重要課題であるというように私は考えるのです。これから製造業から流通業へ、大企業から中小企業へどんどん進出をしていっているわけですから、魅力あるそういう雇用対策を講じていく必要があるという点。

それから、身体障害者の、先ほど申し上げましたように、べっこうなんかいたしましてはたくさん身体障害者の人が働いておる。これがほかにかわっていくということになってまいりますと、また新たな訓練を受けなければならぬ。ところが、なかなかこれがむずかしい。また、精神薄弱者なんか働いても賃金の保障がない。幾ら以

下はだめだということが決められてない。最低賃金の保障もない。一カ月二万円ぐらいで働いているというふうな身体障害者、精神薄弱者なんかがいるという実態をひとつ考えてもらいたい。雇用主には奨励金がある。そして、実際に働いているそうした恵まれない人たちが冷遇されている。これにこの法律に基づくところの適用というものが行われてくるということになってまいりますと、これをどうするかという実際問題を真剣に考えていくのではないかと思ひます。

〔委員長退席、渡部（恒）委員長代理着席〕時間の関係上とめてお尋ねをいたしました。が、それらの点に対する考え方を、所管が違ふようでございますから、それぞれひとつお答えをいただきます。

○白井説明員 お答えいたします。

この法律の八条に基づきます失業の予防その他雇用の安定、さらには職業訓練の実施、就職のあっせんにつきましては、従来から雇用安定資金制度その他失業給付の活用によりまして実施していくわけでございますが、今回、国会に雇用保険法の改正をお願いいたしております。訓練の前後の給付の延長とか、それから雇用開発事業の実施等もお願いいたしております。これらの施策を十分活用いたしまして、さらには中小企業に対しては、適用要件や助成率の緩和をさらに広げまして、十分有効に活用できるように実施してまいりたいと思っております。

それからなお、共済の退職金の問題でございますが、私、所管が違いますけれども、この問題につきましましては、いま先生のおっしゃいました趣旨を体しまして、多分あれは五年ごとに見直しすることになっておりますので、見直しの年が一、二年のうちにあると思ひます。そういう時期に十分勘案できるようにいたしたいというふうに思っております。

なお、身体障害者の問題につきましては、別の課長にお願いします。

○守屋説明員 身体障害者の職業訓練につきま

ては、私も特に現在の雇用情勢から見まして、非常に重要な訓練のテーマであるというように考えております。

そこで、この訓練につきましては、一般的には健康者の方と同じように訓練が受けられる方につきましては、全国に約四百ある一般の訓練校に御入所いただいておりますが、重度の障害者の方あるいは先ほど先生のお話にございました心の方の障害の方、こういう方につきましては、これは別途、今年度二校ふやしまして、現在十六校の専門の身体障害者職業訓練校がございます。そこで、専門的な職業訓練をやっておりますが、特に今年度所沢に開校いたしますところの中央身体障害者職業訓練校におきましては、訓練の技法等もいままでより格段に充実した新しい技法でもってこの訓練をやっていくというふうに考えております。ここで今後の新しい職種等の訓練の開発等の研究もあわせて行うということで、さらに一層身体障害者の職業訓練の充実に向けてまいりたいというふうに考えております。

○左近政府委員 いま御指摘のありました中小企業庁としての心構え、まことにごもっともでございます。われわれといたしましては、従来とも一生懸命に地域の実情を把握するように努めたわけでございますが、この産地法というものは、考え方自身も地域の自主的な発意を中心に進進していくというところでございまして、今後一層現地の事情を十分把握して、末端に至るまでわれわれの考えているものが浸透するような努力をいたしたいというふうに考えております。

○渡部（恒）委員長代理 大成正雄君。

○大成委員 新自由クラブを代表いたしました。本案につきまして若干の質疑をさせていただきます。と存じます。

〔渡部（恒）委員長代理退席、野中委員長代理着席〕

私も、この内外の厳しい経済環境の変化あるいは産業構造の変化に対応して、わが国の中小企業がその活力を温存、培養できる、そういうた

方向の中で本法が活用されることを期待いたしておるわけであり。また、同時に、本法が特定地域の特定業種といったとらえ方で、包括的な臨時措置としての中小企業の育成振興策としての立法になっておるわけであり。この特定産地、特定業種といったとらえ方以外に、広範な中小企業一般、特に輸出関連企業の中小企業の育成もおざりにはできない、このように考えるわけであり。

そういった観点から幾つかの御質問を申し上げさせていただきます。第一に、本法立案時に予見をされた内外の経済環境と今日の経済環境では、急速な変化を来しておることも事実だと思ひます。本法の審議資料として提案されたこの資料に引用しておる産地の調査資料等も、その後の五十二年十一月時点の調査とではかなり相違のあることも事実であります。昨今のこの経済環境に対してどのような変化があるか、またそのこと自体が本法にどのような影響を与えると考えているか、この点からまず承ってまいりたいと思ひます。

○左近政府委員 本法の趣旨は、円高というようなことで経済環境が非常に変化をいたしました。その変化した経済環境に中小企業が適応できるように、中長期的な体質改善を進めていくというのがねらいでございます。そういう点から申しますと、実はたとえ経済環境の中で円相場は非常に変動をいたしておりますので、この法案を立案したときとまた円相場が変わっておりますことは事実でございます。御案内のとおり、一昨年の十月の末に円が高騰してまいりましたので、昨年の十月の末に百七十円台まで高騰したわけでございます。その間、中小企業、ことに輸出中小企業が非常に打撃をこうむったということは事実でございます。その後また円の情勢が変わってまいりました。現在は二百十円から二百二十円というところを往復をしておるということでございます。したがって、短期的に見ますと、昨年よりはことは若干円が安くなったということは言えるわけござい

ますが、基本的な基調といたしましては、一昨年二百七、八十円のレートと比べますと、現在の二百二十円でもまだ五十円あるいは六十円円高であるという事実がございます。そしてまた見落とすことができないのは、やはりこの円高の過程で中小企業が、ことに輸出中小企業が危機に襲われて、それを緊急対策でつなぎ資金を出して防いでおりますが、相当な傷を負っておる。その傷を負いながら今後生きていかなければいけないという事実があるという事実は、現在も一向変わっておらないわけでございます。したがって、この法律の趣旨なり、やり方につきましては、最近の円の価格の変動というものはむしろ余り影響はない、基本的な方向は多少円が上下いたしましたも変わることはないというふうにわれわれ考えておるところでございます。

○大蔵委員 かつて私が本委員会、昨年のこの段階でわが国の輸出関連企業の価格競争力、いわゆる実勢レートは大体どのくらいに見たいのかという質問に対して、当時の通産大臣の答弁では二百二十円くらい、こういう答弁がなされておったと思います。昨今の円レートからいいますと、先ほどの大臣の御答弁もありましたが、二百二十円までは参りませんけれども、その近いところまで安定してきておる、こういう状態だと思っております。一昨年から昨年段階のこの輸出関連企業の異常な深刻な事態というものは、円相場そのものが異常であり、かつ急激であったというところにこの問題を生じたわけでありま

す。そういう事態に対して、関連企業はそれなりの努力をしてまいりました。この五十三年度版の中小企業の年次報告を拜見いたしましたも、その対応の実態を見ますと、みずからのコスト低減努力が五七％、つなぎ資金の導入三一％、公定歩合の引き下げに伴う金利の軽減が三九％という報告がなされておるわけでありま。同時に、採算レートの昨年十一月段階の調査では、二百円台が二〇・一％、二百二十円台が一・九％、百九十円

台が二・七％というぐあいに、前の段階の調査からしますと、たとえば二百四十円台では一〇・七％、二百三十円台では七・六％と、こういった調査結果からしますとかなり好転をしておるというふうに見られるわけでありま。

同時に五十四年度の輸出向けの出荷の見通しを調査した報告を見ますという、いまの状態が増加するだろうというのが二〇・一％、横ばいが三六％、減少というのが四三・九％という数字になつておるわけでありま。まあまあそれぞれの企業努力の成果があらわれておるというふうに見えていと思うのでござい。

そこで、今後のこの円相場の見通し、または中長期的に本法の政策効果を期待する立場から、この円相場というものはどのくらいに期待をしておるのか。また、その対応力、価格競争力等に対してはどのように効果を期待しておるのか、このことをひとつ承りたいと思ひます。

○左近政府委員 円相場の見通しにつきましては、現在のような変動相場制の中ではなかなか見通しがつけないというところもござい。先ほど大臣も申し上げられましたように、変動相場というものは市場の実勢によって動くという原則でございますので、政府当局者が幾らが適当であるかを言うのは適当でないということであらうかと思ひます。御容赦願ひたいわけでありま。先ほど申し上げましたように、長期的に見て一時的円相場の乱高下は別といたしまして、長期的に見れば、やはりその国の経済力によって相場が形成されていくということであらうかと思ひます。したがって、長期的に見て日本の経済力がいまのような状態である限り、円がどんどん安くなるという状態は出てこないのではないかと、いうふうに考えておるわけでありま。そして本法で考えております中小企業の今後の改善の目標といたしましては、こういう外界の変化、つまり円相場の高下というものが致命的な打撃にならないように中小企業の体質を強めていく。たとえば産地として特有の製品でございすれば、円高にな

りましてもドル価格を高めて対処できる。つまり値段が通るといふ事実が円高の時代でもあったわけでございます。したがって、われわれの考へておるところは、円の価格がいかになるにしろ、産地がそれに十分対応できるように実力を養成していくというのがこの法のねらいでござい。ますので、そういう意味において今後の見通しもさることながら、そういう円相場等の変動にも負けないような産地を形成していくことに努力してみたいというふうに考えております。

○大蔵委員 確かにそういうことは言えると思うのでござい。しかしながら、行政の効果を期待する、指導する立場からするならば、ある程度の目安があるわけでありま。それらの点については十分先を見越した努力をお願い申し上げたいと思ひます。

産地企業のみならず、一般的な輸出関連企業も含めて、先刻申し上げましたおりの円高対応努力はしてまいったわけでありま。同時にまた、その努力の結果が出ておると思ひます。中小企業庁の調査によりますと、五十二年十二月末で二百四十円台が採算点だといったものが、五十三年の十一月末までは二百円が採算レートとレベルアップした企業が七％、二百円以上で一三％、こういう結果になっております。また同様に、二百五十円が採算点で、それ以上だったらうちはどうにもやっていけないといった企業も、昨年十一月の段階では二百円以上になった企業が七％ぐらゐ占めておるというふうな、対応力を強めております。

どのようにしてレベルアップしたかということでございますが、これまで調査の結果を見ますと、生産工程の合理化が六三％、金融機関との金利軽減交渉が五五％、原材料買入れ単価の引き下げが五四％、下請単価の引き下げが三三％、過剰雇用の解雇によるものが二九％、設備廃棄または在庫整理が二七％という数字は、円高対応力、すなわち価格競争力をつける上にどういうデータが重要であつたかということがうなづけるデータになつ

ておると思ひのであります。

そこで政府としては、このような企業の円高対応努力に対してどのように評価しておるか、簡潔に御答弁願ひたいと思ひます。

○左近政府委員 いま挙げられましたように、中小企業は円高によりまして一時非常にショックを受けたのでござい。ますが、それに対して必死になりましていろいろな対策を講じた。いまのような各面の努力をした上で、たとえば採算点も逐次改善してきておるというのが事実でござい。まして、われわれといたしましては、その中小企業の努力は大変高く評価しておるわけでございます。そして本法を考えました動機の一つも、そのような円高の中でもコスト低減に努力しておられます中小企業の自主的努力をもっと継続していただく。そして先ほど申しましたように、環境がどう変化しても十分自立できるような産地をつくる、中小企業者をつつていくということをやりたいといふこととござい。まして、この円高の過程で中小企業の方の御努力をさらに一層発展させようというのがわれわれの考え方でございます。

○大蔵委員 次に、本法は単なる国内的な問題だけでなく、外からなされたときに本法の存在そのものがいろいろな意見のあるところだろうと思ひますが、これらの経済摩擦の一つの要因として、本法が外からの意見としてとやかく言われるような筋合いのものであるかどうかについて、大臣がいらないのですが、どなたからおられますか。

○左近政府委員 本法は、先ほどから申し上げておりますように、経済事情の変化に際しまして新製品の開発とか新技術の開発あるいは新市場の開拓というふうなことで中小企業の力を改善していく、力を強めていくということとござい。ましてまた、そういう中小企業の力をつけていくということでは、もちろん日本は国際経済の中で大きな地位を占めておりますし、中小企業といえども製品の輸出とかあるいは類似製品の輸入という面において絶えず国際的な経済の中に生きておる

わけでございます。したがって、その中で中小企業が十分存立するような形で発展していくというところは、とりもなおさず他国との間の問題もだんだん解消していくことでございます。したがって、本法の考え方は、実は現在世界的にも言われております構造改善というものの方向と合致するものでございます。しかも、われわれといたしましては、そういうことが外部から言われない前に、日本の中小企業の生きる道としてそういう国際的な経済の状態と合致する道を選んでいくというふうに考えておりますので、経済摩擦という点で言うならば、むしろ経済摩擦の回避に大変役に立つものであるということをわれわれは主張したいわけでございますし、この趣旨は海外にも機会あるごとに十分伝えたいというふうに考えております。

○大成委員 次に、本法の定義について若干の御質問をさせていただきたいと思うのですが、本法施行を見越して、中小企業庁としては全国都道府県に対して対象地域、業種等の事前の調査をしておたはずであります。そういった事前の調査の中で、対象の業種の基準とかあるいはその解釈とか選別とかいった根拠があったと思うのですが、どういう根拠で、数多くの産地企業の中からこの業種は対象にしよう、この地域はちよつと今回は対象外だとか、そういったことがあったと思うのですが、その基準、準拠すべきものがありましたらお示しいただきたいと思ひます。

○左近政府委員 この法律では第二条の第二項に三つの基準が掲げられております。

一つは、いわゆるそういう業種が中小企業性を持っていることということで、われわれの内規として考えますと、生産額で見まして中小企業の生産額がその業種でおおむね半分以上を占めておるものというのを選びたい。ですから大企業が非常に多いものは除外するというところでございます。それから第二の基準は、いわば産地性を持つておるといふことでございますが、これについては、大体その業種を指定する場合に地域もあわせて指

定するわけでございますが、その地域の中で事業所の数が五十以上あるということ、あるいは場合によっては、全国の事業所の数が少ないような場合もございまして、全国の数の一割以上はあることというふうなことを考えております。それからもう一つ、生産額、取引額というところで見ますと、その地域の中で大体十億円以上であること、あるいは場合によっては全国比一割以上であることというふうな基準を考慮しております。ただしこれは一応の内規でございますから、相当弾力的に考えていきたいということを考えております。

それから第三といたしましては、円高による輸出の減退とかあるいは円高による外国製品の輸入の増大によって、その業種の製品の生産が減ってくるというふうなことを考えまして、それによって最盛期から比べまして輸出なり生産なりが減少しておるといふことでございまして、これも大体五割以上減少という基準を考慮しておりますが、こういうふうな減少という基準を考慮しております。

以上のようなことを大体頭に置きながらわれわれ判定したいと思ひております。ただ地方の県に申し上げておきたい、これをそれほど厳しくわれわれは申し上げておけません。まだ法律もできておりませんから厳しくは申し上げておりませんが、県としては通常の概念で産地として考えられるところ、しかもそれに手当てをしなければいけないところという点をいろいろ御検討になっていろいろお話を聞いておりますが、法律を制定していただきますれば、そういう点で基準もきつちりいたしたいというふうに考えておるわけでございます。

○大成委員 その点について再質問させていただきますが、特定業種、特定地域といった範疇からしますと若干問題があるかと思うのですけれども、地域的にたとえば機械金属加工、家電、弱電あるいは輸送機器といった広範な下請加工業者が集積されておる、そういった地域も将来は対象

になると思つてよろしいかどうか、ひとつ承りたいと思ひます。

○左近政府委員 先ほど申しました基準がございまして、その基準の中で、はいれるかどうかということでは検討を申し上げたいと思つておりますが、われわれといたしましてはそういうものが全然検討の対象にならないというふうには考えておりません。ですから、基準を考えたが具体的なケースに当たって検討いたしましたので、この基準に適合するものは入れていくということで解決をしていきたいというふうに考えております。

○大成委員 第二条二項の三に「その他の経済的事象の著しい変化によつて生ずる事象」とあるわけでございます。今後のわが国の産業構造のありべき姿といたしましては、新たな国際分業への道というものをたどらざるを得ない。そのことは輸入製品の増加あるいは水平分業比率の増加であるとかあるいは輸出先市場の分散化と多角化とかいった方向づけが強いられると思ひます。したがって、本法の最終的な目的とするいわゆる高付加価値製品あるいは労働集約型製品あるいは知識集約型製品への転換ということが当然目標にされてくると思ひますが、ここに言う「その他の経済的事象の著しい変化によつて生ずる事象」というのはどのような事象を予見しておられるのかを承りたいと思ひます。

○左近政府委員 この条文の意味は、経済的事象の著しい変化に依つて生ずる事象というものを、政令でこれとこれというふうに決めることにしておるということでございます。その一つの例として、輸出が円相場の高騰によつて減少するということを挙げたい。ただ、これは経済事情の著しい変化というものが実態的にあるという認識を以て政令に指定するということでございます。現在の時点では、例示に挙げられておりますように、円相場による輸出の減少というものがもちろん挙げられますが、もう一つ挙げようと思つておりますのは、やはり円相場の高騰によつて競合品の輸入が増加をいたしまして、それ

でその業種に属する製品の生産が減少してくるというものを挙げようと思つておりますが、先ほど大臣も、そのほかの現象があらわれたときにはそういう事態を十分検討して、そして著しい経済事情の変化ということになりますれば、政令に逐次追加をしていくということは申し上げましたが、われわれとしても考えておるところでございます。したがって、この法施行になりました当座は、いまの二つのものを政令で指定する、そして今後必要に応じて追加をしていく、こういうことにならうと思ひます。

○大成委員 次に、振興計画について、これは本法の一番大事なところでございますから、若干御質問させていただきたいと思ひます。

従来の輸出関連企業等の、あるいは円高を強く受けた企業等の調査結果等からいいますと、貴重なレポートが中小企業庁からなされております。たとえば、輸出関連中小企業で、新製品の開発を実施した企業というのは三三%、製品の高級化を図ったというのが二九%、特に衣服、繊維関係では四〇%、あるいは輸送用機械では九%といった違い、格差があるようでございますけれども、いづれにしてもそういう努力をしたということとあります。また、その努力の結果がよい結果として出ておるといふことでございます。また、その体制はどうかということを見ますと、自企業で従来の体制でそういう開発を進めたというのが七割、自企業内に新たな組織をつくって開発をしたというのが二〇%、それから国、県の指導所に相談をしてその成果を得たというのが七%といったようなこと等が出ておるわけであります。特に、新製品、技術の開発上最も留意すべき点として、情報収集ということが六一%、施設、機械の整備というものが三九%といったことが主たる内容になっておるわけでありますけれども、この過去の成功事例から、中小企業庁としては本法の一つの指標としてどのような教訓を学び取っておられるのかを承りたいと思ひます。

○左近政府委員 振興計画をつくるということ

で、この産地の中核になります商工組合等の組合が新しい道を開くわけでございます。また、それに従いまして各組合員であります中小企業者がそれぞれの合理化の計画をいたします。その過程で、実はいま御指摘になりましたように円高の難関を乗り越えるようないろいろな努力をした、その努力を生かしていきたいということでございます。しかもその努力の一番中心点は、新製品とか新技術を開発する能力を持つということであらうと思ひます。特定のものをとつくる、特定のものをとつくることについて援助するというのではなくて、時代の変化に応じて絶えず新しい製品を生み出していくような力を企業につける。それはやはりそういうスタッフを養成するというところであります。あるいはそういう資金力をつけるということでもありましようが、そういう点において、過去において中小企業の努力なされたその方向をわれわれはくみ取りながら実施していく、またそういうことで、それぞれ各地にそういう力があるものでございますから、できるだけ自主的に計画をつくっていただくという方向で、この計画を持っていきたいというように考えておるところでございます。

○大成委員 この新製品、技術の開発ということはその簡単なことではないわけですが、特にそれが成功するということのためには確かに金の、いわゆる資金的な面も重要な要素であります。しかしながら、過去の成功事例からいいますと、そのニーズの発掘をどうするかということ、先ほど情報収集が六二％ということを上上げたわけですが、このことが非常に大事なことです。あるいはまた新しい需要をつくり出す、そういったことも非常に重要なことであります。同時に、重要なことは、本法でも一部指摘はされておりますが、若干弱い感じはしますが、いわゆる人材の育成ということが非常に重要な問題であります。中小企業で行った技術活動実態調査というものの結果を見ますと、自社内で技術開発を行う際の問題点として挙げておられるのは、まず第

一に人材面の制約というのが五九％、それから費用面の制約が四一％、企業内組織体制の不備というものが二六％という数字を挙げておられるわけでありま。

同時にまた、中小企業で調べた実態調査の結果からいいますと、いわゆる新製品、技術開発に関する今後のニーズはどうかということになります。と、人材面の充実を図るといのが五〇・五％、品質管理の徹底を図るといのが四七％、それから自企業内で技術開発を行うといのが三五％、それから精度の向上に努めるといのが一八・一％、標準化、規格化を図るといのが一三・九％という数字になっております。これも貴重なデータだと私は考えるわけでございます。

そこで、この人材の育成にしましては、一般的な中小企業技術者の研修であるとか経営管理者研修とか、それに加えて、さらに本法にいう地場産業振興高等技術者研修制度といったものを考えておられるようでありま。その人の問題、ニーズ発掘の問題、需要創出の問題、こういった情報に関連した政府の施策としてどのような力強い施策を用意しておられるのかを承りたいと思ひます。

○左近政府委員 御指摘のように、今後中小企業が新製品、新技術を開発していくというふうなところでは、情報を収集するのを容易にする、そして需要を大いに開拓する、それから人材を育成するというふうな、いわばソフト面での前進というのが必要であらうかということでございます。したがって、われわれの方が振興計画を実施するに当たりまして、組合に補助金として出しますものに付しまして、新製品、新技術の開発あるいは市場開拓という趣旨でございますが、実際に使うのは、実はむしろ施設をつくるというものであります。いま申し上げましたソフト関係のものに大いに使つていただくということでありま。また、補助金もそういうものに使えるように運用したいというように考えております。そしてそのほかに、先ほど御指摘がありましたように、地場

産業振興高等技術者研修というものを地方の公立の試験研究所で実施をするというふうなことも創設をいたしました。

したがって、そういう点では、振興計画によつて組合自体もいまのような諸点を実施する。それから国もいまだに技術研修制度を新たに作るというところ、それからまた、中小企業振興事業団がいろいろな情報を府県の総合指導所とかあるいは公設試験研究所に流しておりますが、それを強化するということも考えております。

さらに、情報につきましては、いま府県では技術関係の情報と経営関係の情報が中央から別々に行くことになりまして、それぞれ情報を提供するのが分かれております。そこが府県としてもそれではいけないということで、中小企業の地域情報センターというところで、あらゆる情報を一カ所に集めて、中小企業がそこに照会すれば中小企業に関することは何でもわかるということにしたいというところで、いろいろやっております。

もちろん、より詳しい情報についてはそれぞれの個所で、たとえば技術関係であれば公設の試験研究所で、あるいは経営関係であれば総合指導所であるわけでございますが、とにかく、どこにそういう情報があるかという所在を教える意味においても、集中した場所が要するというようなこともございまして、これもことしから国も補助することにしたしております。これは全国次第にそういうものがふえてまいるといふふうに考えております。

以上のようなことでございまして、本年からそういう新たな施策も講じておりますけれども、この面では、まだまだやらなければいけないことが多いと思ひます。

現在、また五十五年度予算に向かつていろいろ検討しておりますが、そういう面でも、いまのような御指摘の面について十分な国の施策が行き渡りまして、地方のそういう動きをうまくバックアップできるようにしたいというふうに考えております。

○大成委員 時間がありませんから、肝心なことだけ簡潔にまとめてお聞きします。

新製品、新技術の開発には企業秘密や特許というものがつきものであるが、この企業秘密、特許というものは、振興計画でどのように保障されているのかというところは非常に重要な問題だと思ひます。その点が一つ。

それから、新製品、技術の開発で非常に重要なことは、いわゆるその資金の問題であります。要するに、非常にリスクを伴うものでありますから、一般の金融では、制度金融も含めてなかなか金融はつかない、こういう問題もあるわけであります。が、本法で措置しようとしている金融制度では、そのリスクも含めてめんどうを見ようということであるのかどうかを承らせていただきたい、それが第二点。

三番目には、この助成が、三百五十万の交付とが一千万の補助とかということをする予算の積算の基礎にしているわけでありま。その金額を限定しておるのは、いわゆる握り金的な性格であるといふふうにも理解できるわけでありま。けれども、何か根拠があつて三百五十万とか一千万とかというふうな限定額を予算の積算にしているのかどうか、この点が第三点。

第四点といたしましては、振興計画が作成できた、政府もこれをめんどろを見る、こういう段階になつて、もし計画倒れになつたときには、このすでに交付した補助をした金は返還を要求されるのかどうか、この点を承らせていただきたいと思ひます。

○左近政府委員 第一点の、新商品、新技術の開発が企業秘密、特許というものと非常に関係がある、その場合に、振興計画でそういうものが保持されるかどうかという御質問だと思ひます。が、これについては、振興事業として行います場合、ことに組合がやる場合には組合が、中小企業者が集まりまして、新商品のプロトタイプと申しますか、まず原型をつくつていく、そして実際の商品をつくっていくのは個々の企業に任ずという

それから第二点の資金の確保についてでございますが、これについては、特別の融資制度を設けまして、新商品、新技術の開発について、金利も安いものにしても、そのときにはやはりそういうものの性格上、ある程度のリスクがあるということとは前提に置いて、そういうものでも貸せるような形でやっていきたいというふうに考えております。

それから、こういうことが計画倒れになったときに補助金等はどうかということでございますが、補助金は、具体的には調査事業とか研修事業とか、そういうものを前提にやっておりますので、振興計画ができてまして、そういう調査事業をやるという、その補助に関連する事業がやられますれば、これはもう返還の必要はないということでございます。したがって、この補助対象になっております事業がやられなければ返還しなければいけません。そういう調査事業をやった上で振興計画の一部が実行不可能になったという場合でも、調査がやられておりますればこれは補助

○大成委員 大臣がちょうどお見えになられましたので、最後に一、二御質問させていただきます。

わが国の中小企業政策というのは、諸外国に比べてきわめてきめ細かく、充実しているということは、これはもう大臣御承知のとおりであり、われわれもまたそれを認めるわけでありますけれ

それから第二点は、冒頭申し上げましたように本法は特定地域の特定業種という一つの枠組みの中で、輸出関連企業等の新商品あるいは新技術の開発を促進していくというふうなことであります。それ以外に、自社の企業努力によって輸出関連の企業として社会に貢献した企業は幾らもあります。そういった企業とこういう手厚い保護育成を受ける企業と、法のものとの平等ということにお

○江崎国務大臣 イギリス政府が自由的な企業経営方針で今後対応していこうというさっきの分析

日本の場合は、これはいまでもが自由経済を基盤にして、企業そのものが自由な、比較的潤達な競争のできる環境で育ってきたわけであります。そういう場面で、日本の中小企業というものが非常に数が多い、まあ中小企業といいますが、零細

企業もきわめて多い。これが、日本の経済がだんだん大きくなり、国際化してくるに従って、諸外国のインフレ率の度合いまた日本の力の度合い、国際収支等に見られるような経済力、こういったものによって非常に影響を受けやすい。したがって、どの企業も本来が自努力で存立しておるわけですし、それによって経営が保たれていくという基本は、自由経済が背景である以上当然なことであります。しかし、いま申し上げたような外的要因で、もろに体質に影響を受けるというのであるならば、できるだけ緊急臨時の措置として政府が協力体制に立つということとは、これはまた当然だと思えますね。特に国際収支などの面は、よく言われますように、それによって好況をもたさされる企業もある、それによってまた雇用も達成される。しかしその反面、大変な犠牲を受ける、波を受けるというのであるなら、その零細な企業にある程度の協力を政府がしていくということは、これはやはり大切なことだと思います。したがって、今度のこの産地法などにつきましても、きめ細かに現実に即して十分対応できる形で今後とも運用をしていきたいというふうに考えます。

○江崎国務大臣　これは、平等を欠くというものではないので、臨時、一時的に円高であったり、

○大成委員 終わります。

○野中委員長代理 玉城栄一君。

的にどのような考え方を持ってどういうふうに進めていかれようとしてこの法案を御提案になっておられるのか、概略御説明いただきたいと思います。

○左近政府委員 この産地中小企業の振興についてわれわれが考えますところは、一つは円高といふものの現象によりまして、産地の中小企業が非常にむずかしい事態を迎えました。それを考えますと、やはり世界の経済状態の変化に応じて、産地の中小企業が今後発展する経済的な環境というものが非常に変わってきた、したがって、そういう新しい経済環境に適応する努力をいまこそやらなければいけない。幸いにして景気は徐々に回復してまいりましたけれども、こういう回復してきた時点で、さらに積極的に新しい経済の変動に対応する力をつけないといけないということが、基本でございます。しかも円高の過程において、産地の中小企業は、各地において中小企業白書などにも出ておりますようにいろいろな努力をなされて、その円高の障害の克服に努力を傾け、そしてまたそれはそれとしてある程度の成果を得たわけでございます。したがって、そういう円高高の過程での努力を生かして、そういう自主的な努

力をさらに一層進めていく、そして産地産地の実態に応じた発展を今後とも応援をしていくというのが、この産地中小企業の振興対策の基本ではないかろうかというふうに考えておられるわけでございます。

○玉城委員 御趣旨はよく理解できるわけですが、二番目の問題といたしまして、これから地域の時代あるいは地域主義ということが叫ばれて久しいわけでありまして、そこでこの法案で、私、都道府県並びに市町村、いわゆる地方の自治体の役割りというものは非常に重要なものがあると思うわけでありまして、そういう立場から、この法案で都道府県あるいは市町村の役割りというものをどういう位置づけをしておられるのか、これが第一点ですね。

それから、産地の指定に当たって都道府県知事の意見を尊重される、その尊重されることはどの程度知事の意見を尊重されて産地指定をされるものとするのか。

それから次に、産地組合が作成する振興計画、これは都道府県知事の承認を受ける、こういうことになっているわけですが、私もそれは当然そうなくてはならないと思います。それがどういう意義があるのか、その必要性、意義。

それから次に、そういう承認事務を都道府県に負わせるわけですから、当然それに伴う人員であるとかあるいは予算とか、大きな負担がかかってくると思うわけですが、そういう点について中小企業庁とされてどういう手当てを考慮しておられるのか。位置づけ、それから知事の意見の尊重、それから振興計画の承認の意義と申しますか、それから都道府県への負担、どう手当てをされようとするのか、その点までとお伺いをいたします。

○左近政府委員 まず基本的には産地の振興というものは、産地の具体的な実情、過去の歴史的な条件、現地の産地の抱えておられる問題というものを十分生かして対策を講じなければいけないということとは、先ほど申しましたように、円高に対して各企業が対策を講じている過程でも見られたわけ

でございます。産地の独特なものをつくることこそ今後生き抜く道であるというようにわれわれ考えております。したがって、地域的なものを尊重するということが基本的な概念でございます。そういう意味において都道府県はこの法案の運営についての役割りは非常に大きいというふうに考えております。そしてその役割りの一つが、この産地の特定業種を指定する場合に意見を聞くということでございますが、意見の聞き方、実際上はこの法律にもございまして、指定をしようとするときは意見を聞くということになっておりますが、実際の運営は、指定をしようとするときというその指定の準備をする段階であらかじめ十分知事の意見を聞いておきたいというか、むしろ知事から十分意見を出しておいてもらいたい。そうして、知事の方から出てきた意見に基づいて指定をどうするかを考えて、そして最終確認の意味において、もう一遍知事の意見を聞くということにいたしたいというふうに考えております。この意見を聞くというの、単に中央で大体おせん立てをした後、最後に単に確認の意味で聞くというふうなことではないというふうにわれわれは運用を実施したいというふうに考えております。

それから次に、振興計画の承認でございますが、これについてはやはり県が一番実態を知っておりますので、承認をしていただくというふうにも考えておりますが、ただ、県が承認に当たりますとも、やはりその地域について、その産地について将来どういうふうな持っていくかという、いわばビジョンがなければなかなかいいか悪いかわからないということが当然でございます。したがって、実はこの法律では表には出ておりませんが、各府県にはこの法律が施行されて、しかも業種が指定されますと、その産地についての振興ビジョンというものを、県が中心になって策定をしてもらおうというふうに考えております。もちろんこの振興ビジョンの策定に当たっては、地元の方々の意見も聞く、それから学識経験者の意見も聞く、あるいは中央のわれわれの意見も聞

いていただくということでございますが、そういう意見を総合して県が振興ビジョンをつくっていただく、そしてその振興ビジョンに従って承認をするということに考えておられるわけでございます。それから、じゃ都道府県がそういうふうないろいろな事務をやりますので、それについての経費負担等々についてはどう考えておるかということでございますが、これについては、いま言いました振興ビジョンをやる調査費も含めまして、事務経費についてはわれわれの方で補助をするということにいたしておりました。この点は自治省とも御相談をして、自治省としてもそういうことで結構であるということになっておりますので、事務的な経費を補助をしてそういう仕事をやっていただくという段階になっております。

〔野中委員長代理退席、委員長着席〕

○玉城委員 この法案で、いま御説明のありましたとおり、自治体の役割りというのは非常に重要な部分を占めてくるわけでありまして、いま御説明があったわけでありまして、それに伴っての地方自治体への負担の問題については、そういうことがないよう十分に考慮するというお話でございますので、その点は、地方自治体の役割りというものを非常に発揮させる意味におきましても、そういう点の配慮あるいは手当てというものを十分にいたしたい、このように思うわけでありまして、そこで、国と都道府県、そして産地の企業、三位一体と申しますが、そういう立場で、こういう内外の非常に厳しい経済環境の中で、産地の中小企業の方々がただ生き延びていくというだけではもちろんないわけですから、あらゆる創意工夫、あらゆる可能性というものを追求しながらあらゆる努力を積み重ねていく、都道府県、国の三位一体のそういう協力体制というものを、当然これから非常に重要なことになってくるのではないかと

思うわけでありまして、そこで、今度は産地の中小企業側に対して、この法案を提案されている政府の立場からどういふことを期待をしあるいは望んでおられるのか。産地の中小企業側に対する国からの期待、どういふことを望んでおられるのか、その点がありましたら御説明を承りたいと思います。

○左近政府委員 先ほど申しましたように、この法案ができました一つの契機は、円高に対処する産地の方々の御努力を応援しようということでございます。したがって、産地の中小企業の方の自主的な努力というものは十分期待しておるわけでございますが、そういう意味において、今後ともそういう自主的な活動をやっていただくということを一番中心に考えたいと思っております。そのほか、これはやはり産地の組合中心に事業をやっていくわけでございますから、組合の中に結集していただいて、団結の中でこの問題を解決していただくということが非常に望ましいということでございます。

それから第三点といたしましては、やはり新技術、新製品の開発ということでございますから、相応しい切った考え方というものが考えられ組んでいただくというふうなことが考えられますが、基本的には先ほど言いましたように産地の方々の自主的な努力を応援するということがございまして、特にこうしななければいけないということをわれわれは考えておるわけではございません。

○玉城委員 そこで、この法案の第九条には、国及び都道府県は「振興事業又は合理化事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。」指導及び助言を国は行うということになっておるわけですが、具体的にどういう指導あるいは助言というものを考えておられるのか、これが一点。次に国の側からの情報提供ですけれども、産地中小企業の方々は、当然そういう情報収集能力というものは非常に限られてくると思うわけでありまして、したがって、最新の技術の導入とかあるいは開拓とか、それに伴ういろいろな情報提供というものは、当然国、そして県が豊富に提供されなければならぬと思うわけでありまして、したがって、先ほどの指導、助言の問題と情報提供についてどういふ考え方を持っておられるのか、

お伺いをいたします。

○左近政府委員 指導、助言というものは、従来からも国あるいは地方公共団体といったしまして、産地診断とか産地の巡回指導というようなことでいろいろ御相談に応じてきたわけでございますが、五十四年度につきましては、特定の産地の中小企業にとってはさらにまた振興診断をやるというのを考えておりました、この診断事業というものを中心に推進してまいりたいと思っております。また、具体的な振興計画なり合理化計画をつくる段階に当たって、われわれもいろいろ御相談に応じたいというふうに考えております。

それから、やはり情報提供というのが御指摘のとおり非常に重要な問題になっております。したがって、この情報提供については今後もう少し力を注ぎたいと思っておりますが、特定な産地対策に關しましては、都道府県にたとえば産地中小企業対策推進協議会というふうな名前をのものを設けてまして、先ほど申しました産地の中小企業振興ビジョンを作成していただくということになっておりますが、その振興ビジョンをつくることになりいろいろな情報が必要ですので、そういう情報を国の方からいろいろ提供したいというふうなことを考えております。それから現在やっております組織といたしましては、中小企業振興事業団に中小企業情報センターというのがございまして、そこで内外の中小企業に關する情報を都道府県との関係機関に出しておりますし、都道府県にも先ほど申しましたように地域情報センターという一本化した情報センターもできてまいりますので、情報対策は今後も重点的に実施をしてまいりたいというふうに考えております。

○玉城委員 そこで非常に重要になってきますのはこの法案で、いわゆる産地の指定の問題だと思われたい。今年度は九十産地程度予定しておられるという御説明も承っておりますが、ありますけれども、その産地の指定に当たっては、画一的ではなくて、その地域の実情に応じて、いわゆる特殊性というものを十分考慮して、弾力的な

運用を図っていきたいということを長官は何回も御説明しておられるわけでありまして、その弾力的運用ということについて改めて、確認の意味でもありますけれども、もう少し御説明をしていただきたと思うのです。

○左近政府委員 指定の基準は、先ほどから申し上げておりますように法律で決まっております。中小企業性の業種であること、あるいは産地性があること、あるいは事業活動に現在支障が生じておるかなどは生ずるおそれがあること、こういうふうな三つの条件がございまして、そしてまた、これは先ほど申しましたように一応の内規を決めておられますけれども、産地の実態というものは産地産地によって非常に状態が異なる部分もございまして、これについては繰り返し申し上げておるよう弾力的に配慮したいと思っておりますが、その配慮の仕方については、地元府県の意見を十分尊重する、そして府県といろいろ御相談をして、この法律に挙げておる三つの基準の精神に合致しているかどうかということと判定をしております。

○玉城委員 そこで大臣にこの問題をお伺いしておきたいのですが、沖縄の中小企業の問題について、ぜひこの機会に大臣の御認識と考え方を承りたいわけでありまして、

御存じのとおり、沖縄県が本土に復帰いたしました。今年度、五月で七年を越えまして、八年目に入っているわけでありまして、御案内のとおり戦後の荒廃、そして二十数年米軍の占領下に置かれてまして、いわゆる基地依存型経済、ドル経済圏内であったわけですね。それが復帰の前年、例のドル三十三百六十円が三百五十円というニクソン・ドリングショック、いわゆる復興ショックですね、それから言われるところの海洋博ショックだとか四十八年の例の石油ショック等々打撃を受けながら、そして御案内のとおり最近のドル安円高ですね。これはまだまだ基地経済の影響は非常に大きいわけでありますから、そういうことで非常に脆弱な経済基盤、そして特に復帰後の内外の厳しい

経済環境で、沖縄の中小零細企業というものはその存立さえも危ういという、非常に深刻な状態に現実に置かれておられるわけでありまして、

そこで、そういういろいろなハンディがある立場から考えますときに、政府とされても特別な保護対策が、これまでになされておらず、これからは当然必要ではないか、本土並みになるまでの間は、そのように非常に痛感するわけでありまして、そういう立場から大臣の考えをぜひ承っておきたい、このように思っております。

○江崎国務大臣 私も実は沖縄の復帰運動に国民運動本部長ということで党を代表して促進運動に参加した責任者の一人でございます。したがって、沖縄のその後の環境の変化、情勢の変化、特に経済問題の進展やあい等には深い関心を持っております。最近では非常に観光客がふえまして、むしろ海洋博当時よりもまた沖縄観光客が多くなるといような情勢を聞いて、大変力強く思っております。

中小企業の対策につきましては、これは玉城さんも十分御承知のとおり、沖縄の経済、社会情勢を十分勘案して特別の配慮をしておるところであります。その第一は、業種別振興策について中小企業近代化促進法に基づいて七十の指定業種の近代化を推進しておるところであります。しかも沖縄の中小企業者については、特別としてこのほか百三十五業種を指定業種ということにしてあります。第二点は、中小企業者に対する金融上の措置についても、特別対策として御承知のとおり本土よりも低い金利で貸し付けをしておるという点、それから第三の点は、税制について、近頃法関係では五十七年五月十五日まで割り増し償却の特例を認める。それから五十四年度創設の産業転換投資促進税制においては、米軍の縮小等によりまして転業を余儀なくされたものを対象にする。それから第四には、円高法の適用について、米軍基地内の軍人軍属、これらの家族を相手に外国通貨で取引を行っている中小企業者に特例措置を講じております。したがって、こういった措置は今後とも

やはり特段の配慮を沖縄についてはしていく必要がある。やはり復帰をして本当によかったという実感は、経済的に満足感が出てまいりませんという、やはりよかったという感じにつながりません。したがって、十分今後とも特段の配慮をしてまいりたいというふうに考えます。

○玉城委員 今後とも大臣は特段の配慮をいただきたいというお考えをお示しになったわけでありまして、それで長官にお伺いしたいのですが、この法案に關連をいたしまして、いま大臣のお話もございまして、やはり沖縄のこれまでの経過の特殊性というものは、当然この法案においても検討の配慮の中に私は入り得るものだ、そういう感じがするわけでありまして、

そこで時間もございせんので、実は長官も御案内のとおり、沖縄に伝統産業が各種あるわけでありまして、沖縄の代表的な伝統織物の一つであります琉球がすりですね。この琉球がすりは、現在那覇市並びに南風原村の両市村で生産をされているわけでありまして、企業数が約百五十、従業員の数が約七百名余、それから年間の生産高が約十二億余、それから昭和五十年に琉球がすり事業協同組合が設立をされて、産地の形成がされておるわけでありまして、御存じのとおり非常に内外の経済情勢が厳しいというところで、非常に低迷状態にあるわけでありまして、これは沖縄の伝統織物の代表的なものの一つでありますし、ぜひこの機会に、特に地元の関係者はこの法案について非常に期待をして、意欲的に準備を進めておるわけでありまして、この法案、それは私としては時宜を得たものであると思っております。そういう形で産地指定がされまして新商品、新技術の開発とか需要の開拓等、あるいは予算とか財投とかあるいは税制の面で総合的な対策が行われていけば、私は今後の沖縄の自立経済に、あるいはひとりの琉球がすりだけの問題ではなくして、他の伝統産業、いろいろな地場産業にも波及的な効果が大きく出てくるものと私たちも期待をしておるわけでありまして、

そこで、この法案が成立後、地元から産地指定の申請がなされてきた場合に、先ほど大臣のお話もございましたとおり、またこの産地指定における地域地域の事情、特殊性、そういうものを当然考慮していくというお考え方等からしまして、いまの琉球がすりの産地指定という問題の申請が出てきた場合に、当然いま申し上げましたいろいろなことを踏まえて前向きな検討をされる御用意があるかどうか、長官の方からお伺いしたいと思っております。

○左近政府委員 琉球がすりの産地というものについては、われわれも知識をいささか持ち合わせております。したがって、いまお話を伺いましたし、われわれとしましては、現在法律が制定されておられませんし、また実際に動き出してもおりませんから、指定が確定だというようなことはまだ私の口から申し上げかねますけれども、われわれが得ております感触としては、沖縄県においてはやはりこういう業種は産地としての一つの有力なものであるかというような感じがいたしております。したがって、お話をうかがいながら沖縄県の方から話が出てまいりますれば、ひとつ前向きに検討させていただきたいというように考えております。

○玉城委員 これは地元の問題でありますので私ちよつとなだと思ひますが、やはり過去の沖縄のいろいろな特殊性から出てきている経済的な問題等を考えますときに、この法案の要件に少なくとも該当すると思われるこういうものについては、ぜひ通産省とされても積極的に配慮をさせていただきたいと思ひますが、その点よろしくお願ひを申し上げます。

○橋口委員長 岡本富夫君。

○岡本委員 最初に大臣に、わが国の中小企業対策について何かサッチャーさんから企業に余力を入れるなどという話があったということですが、わが国の中小企業は、経済構造が二重構造になつておるということをやはり頭に置いていたかなければならない。景気の変動によって大企

業のしわ寄せというものが絶えず中小企業にきておる。しかもわが国の経済を支えておるところの企業の九六％が中小企業でありまして、それがいままでは日本の国の経済復興なりあるいは日本の国の経済に大きな寄与をしてきた。

そこで、中小企業対策の法案というものはたくさんある。四十二年でしたか、当商工委員会でも当時の影山中小企業庁長官は、世界に冠たる中小企業対策があるんだというふうな発言をされました。しかし中身を見ますと、私も自分で商売をしておつたこともありまして、たとえば政府三機関の金を利用しようとするとなかなかむずかしい。ということは規則で大きく縛られておる。この規則を改正しなければならぬというわけで、私は当時一つ一つずいぶん検討いたしました。そして規則の改定を若干やつてもらつたことがある。こういうことを考えますと、わが国の中小企業対策については、さらに手厚い政府の施策が必要である、これを最初に申し上げたいのですが、大臣の確たる所見をまずいただいております。

○江崎国務大臣 先ほどのサッチャーさんの話は、大成さんからお話があったわけで、要するに国営で安易に赤字を出しておる企業にはもう余り助成はいたしません、税金のむだ遣いはしません、こういう方針を述べておられたが、あなたはどうだと言われるから、そういうふうに私も経済大臣から聞きましたというので、中小企業とは全く別問題の話題でございまして、どうぞそのあたりは御了解願ひしたいと思います。むしろ、日本の中小企業政策については、この間のカナダのクラークという新首相、この人が一月九日に通産省へ来たのです。私に会いたいと言つたので、何

ですかと言つたら、日本の中小企業対策を学びに来たというわけですね。私も大臣になつてまだほんの二月ぐらいのところでしたから、いやわが省には左近という中小企業庁長官、ベテランがおるから、場合によつたらこの人にも会つたらどうですかと言つたのです。これは中小企業対策を日本ですんで、それを直ちに進歩保守党の政策に取り入

れようという形で、日本の中小企業政策を学びに来たことは私は事実だと思ひますね。それがどの程度役に立ったかは別問題といたしまして、お話をありましたように、まさに中小企業は日本経済の根柢をなしておりますし、日本経済を支えておるものだと考えます。したがって、今後ともあつた限り強力な措置をとっていくことは当然だと思ひます。

それから、御指摘の金融にいたしまして、いろいろな助成方途にしまして、手続の簡素化ということは本当に必要な点ですね。私もしみじみそういうことを思ひます。法律はいふんありませんが、それがどの程度利用されておるかというところ、この間の繊維法の延長のときにこでいろいろ議論が展開されて、私自身が責任者としていささか恥づかしい思いをしたことによつても明らかでありますから、今後効率的に運営されるように、これは通産省全体としてよく対応していきたいと考えます。

○岡本委員 もう一つ大臣の所見を伺いたいのですが、最近全国中小企業商工中央会ですか、これは当商工委員会にいらつしたやつ、自民党の代議士だった小山さんが会長をしておりますが、こういう方々からも、通産省の中に中小企業庁があるわけですから、大企業と中小企業が一緒になつておる省ですから、中小企業省をというふうな考えだつたけれども、そこまではなかなかいかにぬだらうというので、少くとも中小企業庁の長官としては大臣級の人を充てていただいたらいかがいだろうか、そういうふうな要請も来ておるわけですね。いま、左近さんはすばらしい中小企業庁長官だと言つた話がありましたけれども、悪いとは思ひませんが、江崎通産大臣と比べると、これは役人さんですかちよつとぐあいが、そういうふうな意見があるわけですが、これに対するあなたの前向きな御意見を承つておきたいと思ひます。

○江崎国務大臣 私ども政府与党の中にも中小企業省をつくれという意見がございます。これは私

もしばしば陳情を受けてよく承知しているところでございますが、現在通産省で円滑に運営されておりますし、その業務そのものもオーバーラップするものが多々ございまして、これは行政面、金融面、税制面、いろいろな面で一緒の方がかえつて効率性が上がる。したがって、大平さんの言われる簡素にして効率的な官庁の運営という面から言うならば、いまの中小企業庁という形がまあ現況に適するのではないかと考えます。また、左近長官はまことに有能な人でありまして、私自身も心から信頼をしております次第でございます。

○岡本委員 現在は調査しないといふとちよつとわかりませんが、私この商工委員会に籍を置まして約十三年、その間におきまして、中小企業向け予算が出る、それが全部消化されない、その消化されないものは結局はかの方に、こういう状態を間々見たことがある。したがって、中小企業庁と通産省と離したのにならぬと、三月、年度末に予算が全部使ひ切れていないと、それは政府のお役人さんレベルでありますけれども、次の予算のぐあいが悪いといふので、どうにかしようと思ひます。そういう状態がありました。そういうことを考えますと、中小企業関係の予算の余つたものを大企業に回してしまふというふうなことがありましたら、本当の中小企業対策ができな。同時に、中小企業者の皆さんも、法律をつくりましてなかなか不勉強なところがある。したがって、法律にうまく乗ればちゃんとうまくいくのにそれが乗れない。大企業はそれだけ勉強いたしておりますから、フルにこの法律を利用することができ。この差が一つあります。

同時にまた、中小企業向けの融資、大体中小企業向けの対策というのは何かという金融と税制ですが、税金も余り大したことではない。特効薬のようなものはいままで見当たらない。ですから、どうしても予算を残す場合が多かつたわけですから、その点もお考えいただきまして、いままに中小企業省をつくるという考えにまでは及び

ませんけれども、私は根本にはそれを持っているわけですが、少なくとも中小企業向けの大企業を推進したい、こういう中小企業全体の方の意見を持っているのがあの全国中小企業商工中央会ですから、江崎通産大臣の前向きな御答弁をお聞きしておきたいと思うのです。いかがですか。

○江崎国務大臣 御意見としてよく承っております。

○岡本委員 それでは、今回のこの法案の対象となる産地につきましては、先般繊維工業の改善臨時措置法を審議いたしましたけれども、これとの重複といえますが、よく似たところが対象地域におなりになるようなところがあるのですが、この関係あるいは差について簡単に聞かせ願いたいと思うのです。

○左近政府委員 繊維工業構造改善臨時措置法は繊維産業の構造改善を推進するという意味でできた法律でございますし、本法は産地の中小企業の振興ということでございますので、趣旨、目的が相違するということでございますけれども、現実には繊維の産地につきましては繊維工業構造改善の法律と本法と、両方の適用を受けるという事態もあらうかと思えます。

われわれもいたしましては、両方重複適用していいと思っております。繊維の産地につきましては両方によるいろいろな合理化策をそれぞれ推進していただければ、より繊維の産地の振興が進むのではないかと考えてございまして、またそういう点でいろいろうまく連絡をとってやりたいと思っておりますので、生活産業局とも実施の面においてはうまく連絡をとって、両々相まって繊維産業の振興が進むようにいたしたいというふうな考えでおります。

○岡本委員 次に、この法律案、当初計画されたときには十年の期限立法のような状態だったと思うのですが、途中でこれ七年に短縮されたのか、この点ひとつお聞きしておきたい。

○左近政府委員 本法につきましては、成案ができ

る過程で十年という数字が出たことがあるというわけではございません。そのいろいろな議論の過程では何年にするか、あるいは恒久法にするか、いろいろな議論もあつたわけでございますが、成案になったときにはすでに七年というところでございまして、十年を七年に短縮したというわけではございません。

それで七年にした根拠でございますが、これは業種の指定を大体二年間でやりまして、そしてあと五年間で具体的な計画を実行に移していく、この計画自身は新製品の開発等でございますから一年や二年では無理でございますので、五年間の猶予をとつたということでございます。

ただ、また反面、こういうふうな世界の経済状況が変わり、わが国の経済状況が変わるといふ現在の時点でございまして、余りこういう対策を延び延びにいたしておりますと新しい事態に対応できなくなりますので、やはり五年ぐらいの間にぜひ効果を上げてもらいたいという考え方もございまして、そういうことから二年の指定で五年間であるというのがこの法案の考え方ということになったわけでございます。

○岡本委員 確かに早いことにはありませんけれども、なかなか中小企業対策というものは、ましてこの産地、一つ一ついろいろ事情が違ひますし、それから組合をつくる、あるいは一つの団体というふうなものをつくらうといたしましてもなかなか手間がかかるものです。したがって、やはり早いことにはあるまいと思つて、なかなか早いとはいかない場合もあるまい。したがって、私は、もしもこの七年の間に全部できない、それで法律が切れちゃつたという場合には、あとの人たちが今度はできなくなりますから、その時点において見直すとか延長を考へるとかいうような考え方があつたのかないのか、この点をひとつお聞きしておきたいと思ひます。

○左近政府委員 いま申し上げましたように、七年というのが一定のタイムスケジュールを考へながら決めた数字でございます。したがって、

いまの段階ではひとつ七年間でこの対策を完成させたいという気構えでやつてまいりたいと思ひます。ただ、不測の事態が発生するおそれもございますので、そういう事態はまたその事態で考へてみたいということでございますが、いまからあらかじめ延長を予定して政策を実行するということになりまして、せっかくこの七年間で効果を上げようという全体の意気込みが減殺されますので、いまの段階では七年ということをやつてまいりたいというふうなわれわれは考へておるわけでございます。

○岡本委員 まあそういう答えしかいふところはちよつとむずかしいだらうと思ひます。ですから、それはひとつ附帯決議でまた要望いたしておきます。

そこで産地の指定につきまして、この「目的」のところ、「二円相場の高騰その他の最近における経済的事情の著しい変化」とありますから、まずさしたたつて産地の指定に当たつては恐らくは輸出入、すなわち円相場の高騰と言へば輸出入に一番関係しますから、それが指定を受けるだらうと思ひますが、その後について、次には内需中心の産地産業もこの法律で取り組んでいくようになるのか、指定していくのか、この点をひとつお聞きしておきたい。

○左近政府委員 法律の条文が「経済的事情の著しい変化によつて生ずる事態であつて政令で定めるもの」ということでございまして、その政令で定めるものの例示として「輸出が円相場の高騰により減少すること」ということが挙げられておるわけでございます。したがつてこれはあくまで例示でございますので、先ほど大臣も申しましたが、将来の経済的著しい変化、これはやはり構造変化というように認められるものが出てまいりますれば、政令で追加指定をしていくということが必要になつてくるというようにわれわれも考へておるわけでございます。

○岡本委員 たとえば陶器の中に、淡路島のかわらですね、こういう色がわらもあるわけですが、

非常に石油、燃料が上がつた、あるいはまた土が少なくなつてきた、あるいはまたその他の条件によつてそういう産地指定にしたらならぬ場合には、この産地の指定の中に入るようになるのでしょうか、この点ひとつお聞きしておきます。

○左近政府委員 基本的な考え方はいま申し上げたとおりでございますので、具体的な案件につきましてはわれわれも十分調査をいたしまして、こういう産地法の精神に沿うようなものについては極力判断をいたしまして、具体的な御期待に沿えるような検討をいたしてみたいと思ひます。

ただこれについてはやはり先ほど申し上げました条件、いわゆる構造的な、経済的な変化というものがあるかどうかというところがまた一つの判断の基準になるかと思ひますので、具体的な案件につきましては十分勉強させていただきますと思ひます。

○岡本委員 それからこの振興計画につきましては、産地の組合がしっかりとつておることはさういった振興計画ができると思ふのですけれども、中小企業は、こういった産地の企業の実情を見ますと、一人が提唱してもなかなかまとまらない。これは実際に当たつてみなければなかなかこの振興計画はできないわけですが、これについてはやはりどうしても都道府県の協力がなければならぬと思ふのですが、この協力をどういうように取りつけるのか、この辺に對するところのひとつ自信のほどを示していただきたい。

○左近政府委員 組合の健全な発達ということにつきましては、中小企業庁の組織化政策ということと中小企業団体中央会、これは全国にもございまして、府県にもございまして、これによる指導とか組合員の研修等々、いろいろなことをやつてきておるわけでございます。

ただこの産地対策の中心になるといたしますれば、いま御指摘のように相当強力なものになり、いろいろまた企画力も持たなければいけないというところでございまして、いま申しましたこの従

来の指導路線から一層指導を強めるとともに、やはり一番産地の実態に詳しいのは都道府県でございますから、都道府県は従来とも指導をしておりますが、ひとつわれわれとも相談をしながら、この指定、それから振興計画をつくるというような段階において、十分な指導を進めていきたいというふうに考えております。

○岡本委員 それから公定歩合が今度引き上げられた。そうなりますと、いろいろ各種の金利が出ておりますけれども、この金利が公定歩合の引き上げによって変わってくるのではないかと、こう思うのですけれども、それについては特に大蔵省とよく話をし、余りかけ離れた融資制度にならないような考え方でやっていただきたいということ、これは要望いたしておきます、これはいま言ってもそのとおりということになってしまおうと話にならぬので。

そこで、五十四年度からジェトロが海外の産地の調査を始めるようなことが報道されておるわけですが、ジェトロがいまごろというのは非常に遅いなど感じておるわけです。私も、ロンドンに行ったときにもジェトロに行きました。いろいろやっていたけれども、この産地のことについてはそのとき聞かなかつたのですが、各省相当予算も出して世界にジェトロが出ておるわけですから、これは十分この産地の状況の調査をしていただき、またその情報を提供してもらおうようにやってもらいたいのですが、これはいまだどういう状況なのか。中小企業庁が把握しておたらひとつ聞かせ願いたいと思います。

○水野上政府委員 わが国の中小企業を中心とします地場産業につきましては、先ほどからいろいろ御審議がございましたように、円高と発展途上国からの追い上げによりまして大変困難な状態に立ち至っておる業種もたくさんあるわけでございますけれども、欧米の産地、たとえば西独のゾーリンゲンでございますとか、イギリスのシェフィールドでございますとか、そういった特定の産地につきましては漸次高度化を図ってまいりま

して、非常に地盤を固め、将来の発展につながるおる産地がたくさんあるわけでございます。したがって、こういった産地につきましては、たとえばどういふふうな近代化を図ってきたのか、あるいは技術者、特に後継者の養成をどういふふうにやっておるのか、あるいは新しいマーケットをいましてどういふふうな努力を開拓のために払っておるのか、そういったことを直接調査をいたしまして、その調査結果をいろいろ日本の関連業者に指針としてお話すれば、今後の地場産業の近代化のために非常に役に立つのではないかと、いうことで、本年度から、わずかでございますけれども四百五十万円の新しい予算がつきましたので、本年はできれば二業種程度やってまいりたいということ考えております。

現在のところ、名古屋地方から要望の強い刃物につきますと、英国のシェフィールドの刃物産地、それから大阪地方で要望の強い繊維のイタリヤのロンバルディア地方におきますアパレル、この二業種について調査を進めたいということ、関連業界といろいろ相談をしておるところでございます。

調査結果につきましては、先生お話のございましたように、中小関連業者にはできるだけ詳しい調査結果を御報告するとともに、ジェトロの出先が二十九カ所日本国内にございますけれども、それらの地域でも説明会を開く、あるいは中央におきましても説明会をやるということで、できるだけ皆様方に広く利用していただけるような方策をとってまいりたいというふうに考えております。

○岡本委員 このジェトロの活躍については相当期待ができておると思いますので、少し予算をよけつけて、続けて強力にやっていただきたい、こう思うのです。

次に産地の人材育成について若干お聞きしますが、地場産業振興高等技術者研修制度というのをつくるのだそうでありまけれども、この構想はどうなのか。初年度は何か非常に少ないようでありまが、また教師はどんな人が当たるのか。こ

れは教える先生によって大分違うわけですね。私は政府のいろいろなこういうやり方を見ておりますと、教える先生が非常にしっかりしてない、そのために習ったことが大したことないというものが非常にあったような状態をよく見ておるわけですが、この構想と、それからどうするかということとをひとつお聞かせ願いたいと思います。

○左近政府委員 最近の技術の進歩は相当激しゅうございまして、産地の企業が新製品の開発をするといまして、相当高度の技術的な知識が要するというところでございまして、そこで、従来公設試験研究所で中小企業の方々の研修をやっていたのは、むしろ大学卒業程度までの学力を与えるという意味において、高等学校卒業程度の学力の人を教育したというところが多かったわけでございますが、いまではやはり産地の技術開発の中核になるような人は、大学院を卒業する程度の技術が必要ではないかというふうな発想に基づきまして、この公設の試験研究所で、つまり大学卒業程度の学力のある人を集めて、いま申しましたように特定の技術について大学院程度の教育をするということを考えてわけでございます。

そこで、その研修の成果が上がるかどうかは、御指摘のとおりその先生にもよるわけでございますが、これはやはり大学の先生とか、あるいは試験研究所の所員とか、あるいは大企業の研究所の人とか、そういう人をテーマによって選びまして実施をしたいということでございまして、本年度予算の実施に当たりましては各県と相談をしておりますが、大体予定とおりの進行をしております。今年度は小規模でございますが、これがうまくいきますればさらに拡大して実施していきたいというふうに考えております。

○岡本委員 私は、一つの制度をつくって本当に産地の人材の育成というのに取り組まれたら、これはもう徹底してやっていく、それでぐあいが悪いことに対してはまた試行錯誤しながら——少しやってみても余り成果が上がっていない、そういう制度があるからやっただけ、そうい

うことでそのまゝいようなことでは相ならないと私は思うのです。本当に人材をつくらうとしたら、この教育につきましてはしっかりと取り組むということ、これが私はまず大切な要項になろうと思っております、ひとつあなたも長官をやめられても後の皆さんに申し送っていただけるようなことを要求いたしておきます。

そこで、この産地企業といふのはいろいろなのがありますし、またいろいろの要望、またいろいろ特殊なところがございまして、この法律にきちとうまく合わないかも知れないというふうな、よく産地で独特な振興計画、こういうものができて、あなたの方の政令にうまく合わない場合がある、規則に合わない場合がある、こういうことができた場合どうするか。自治省の方でたしか不況企業に対処するところの要綱づくりですが、前にやっておりましたけれども、そういうもので対応がでないのか。そして、この中に取り込んでいくというふうない方法がないのか。これをひとつお聞きをいたしておきたいと思うのですが、いかがですか。

○左近政府委員 この法律の運用に当たりましては、この法律の精神を生かしまして、なるべく弾力的に実態に応じて措置をしていきたいというふうな考えをしておりますので、具体的な産地についていろいろ当方も勉強いたしまして、具体的な成果が上がるような方策を考えていきたいというふうに考えております。

それから、自治省の対策につきましては、政策の対象が自治体でございまして、その自治体がいろいろ中小企業対策等をやるに当たっての財源を確保する意味において、交付税とかあるいは起債という面での特例を考へるという施策でございます。したがって、われわれの施策と、それから自治省の自治体を支援するという施策が両方相まって効果を上げるということをわれわれも期待をし、絶えず自治省と連絡をとっているわけでございますので、今後も連絡を密にいたしまして、そういう中小企業対策が成果を上げるよう

にいたしたいというふうに考えております。

○岡本委員 大臣、こういう中小企業の対策につきまして、もう一つ申し上げておきたいことがあるのです。

政令ができ、それから規則ができ、いろいろなのができてくるわけですが、これに、あそこが合わない、ここが合わない、ここがというところで、本当の小さい産地にまいるとさなかな取り込めないような実態が非常にたくさん出てくると思うのです。そのときに、まあ長官は運用に弾力性を持つと、こうおっしゃるのですけれども、規則になりましたやつはなかなか運用に弾力性を持たぬわけですよ。だから、ひとつこれはどういう表現にしたらよいのか、極力地場産業というものを育成できるように、いろいろな細かい規則を余りつくらずにそこに入れるようにしておいて、たくさん受け入れられるように、規則があると、その規則が壁になって入れないという場合が非常にある。そういう点をひとつお考えをいただいて、指示をしていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○江崎国務大臣 御指摘の点は、私も同感であります。やはり運用の面に当たっては弾力的に運用する、これは大体トップはそういう考えですが、地方へ行きますとさなかなむずかしい。中には気むずかしい人までおられますね。お互いに長いこと議員をやっておりますとそういう場面に突き当たります。したがって、そういうことのないように、十分ひとつ中小企業庁長官を初め幹部に責任を持ってもらいたいと思ひますし、また、私も奮励をいたしたいと思ひます。

○岡本委員 最後に、労働省にひとつお伺いしますが、最近、地方の時代あるいはまた田園都市構想等が発表されておりますけれども、過疎過密の解消あるいはまた若者のUターン現象、あるいはJターン現象と申しまして、Uターンとよく似たものですが、そういうことで地方の方に職場を求める、こういうことを考えますと、雇用の確保と

いうものが大きな問題になってこう思うのですが、労働省の地方に対するところの雇用政策について、短期的あるいは長期的対策をひとつ最後に伺っておきたいと思うのです。

○白井説明員 お答えいたします。

最近、地方出身者に、いま先生おっしゃいましたように、Uターン、Jターン現象が非常に多く見えるわけですが、これにはいわゆる新規卒と、それから一たん就職後またUターンされる方があられるわけですが、新規卒につきましては、これは民間の調査ではございますが、大学卒で大体四〇％ぐらいがUターンしているという結果になっております。それから、一たん就職してUターン、Jターンされる方につきましては、全体の調査が現在計画中で十分ではございませんが、鹿児島県とかいろいろな県で調査した結果を見ますと、一応大部分は就職している模様でございますが、それに満足している者が半分以上で、約三割程度はいろいろ問題もあるというような状況でございます。

そういうようなことで、地方に安定した雇用機会を確保することは、基本的には企業立地や地場産業の育成等によるわけでございますが、その辺は関係各省、各県と十分連絡をとって進めましますと、これらのUターン労働者に対しては、学卒につきましても学生センター等もございまして、それから、それぞれ各安定所等希望、職歴に応じた職業紹介を行い、求人開拓を進めていくというような体制を進めております。

それから、中長期的には、本年度、中央地方に、地方は一部でございますが、雇用開発委員会というものを設置いたしまして、今後伸びる職種または伸びる産業等につきまして、これらのところで究極的に検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

○岡本委員 終わります。

○橋口委員長 以上で本案に対する質疑は終了いたしました。

○橋口委員長 産地中小企業対策臨時措置法案に對し、渡部恒三君外五名から、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党、日本共産党・革新共同及び新自由クラブ六派共同提案に係る修正案が提出されております。

この際、修正案について、提出者より趣旨の説明を求めます。渡部三郎君。

産地中小企業対策臨時措置法案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○渡部(三)委員 ただいま提案いたしました修正案につきまして、提案者を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の案文はお手元に配付したとおりであります。

修正の第一点は、産地組合が作成する振興計画において、人材の養成がきわめて重要であることにかんがみ、振興計画の内容として、「人材の養成」を明示することでありま。

第二点は、産地において関連中小企業者の労働者の雇用の安定等が重要であることにかんがみ、国及び都道府県が講ずる雇用の安定措置等の対象として関連中小企業者を加えることとあります。

第三点は、産地中小企業が行う新商品、新技術の開発等への援助に関する国及び都道府県の責務を明確にするため、国及び都道府県は、技術の研究開発の推進、情報の提供及び人材の養成に努めるものとする旨を規定することとあります。

以上が提案の趣旨であります。

委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○橋口委員長 以上で修正案の趣旨の説明は終わりました。

○橋口委員長 これより原案及びこれに対する修正案について討論に入るのでありますが、討論の

申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。渡部恒三君外五名提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○橋口委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま議決いたしました修正部分を除いて、原案について採決いたします。

修正部分を除く原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○橋口委員長 起立総員。よって、本案は渡部恒三君外五名提出の修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

○橋口委員長 ただいま修正議決いたしました本案に對し、渡部恒三君外五名から、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党、日本共産党・革新共同及び新自由クラブ六派共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者より趣旨の説明を求めます。岡田哲児君。

○岡田(哲)委員 ただいま提案いたしました附帯決議案につきまして、提案者を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

産地中小企業対策臨時措置法案に対する附帯決議案

政府は、本法施行にあたり、産地中小企業者の新たな経済的環境への適応を促進する見地から、産地の実情に即し弾力的運用に努めるとともに、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 本法の有効期間内にその目的が達成されるよう、産地業種・地域の指定、振興計画と事業合理化計画の策定、計画に基づく事業の実施等の促進を図ること。

二 産地が新商品・新技術の開発に円滑に取り組めるよう、国公立試験研究機関の充実と活用を図ること。

三 産地中小企業者の合理化事業のための金融が円滑に行われるよう関係機関を指導するほか、中小企業信用補完制度については、実情に応じて中小企業信用保険における付保限度額の引上げ等、速やかに制度の強化拡充に努めること。

以上でございます。

附帯決議案の各項目の内容につきましては、審議の過程及び案文によりまして御理解をいただけるものと存じますので、詳細の説明は省略をさせていただきます。

委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○橋口委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○橋口委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、附帯決議について政府から発言を求められておりますので、これを許します。江崎通商産業大臣。

○江崎国務大臣 ただいま御決議をいただきまして大変ありがとうございます。

附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重いたしまして、産地中小企業振興対策の実施に遺憾なきを期してまいる所存であります。

○橋口委員長 お諮りいたします。

本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○橋口委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○橋口委員長 次回は、来る六月一日金曜日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後五時十五分散会

産地中小企業対策臨時措置法案に対する修正案
正案

産地中小企業対策臨時措置法案の一部を次のように修正する。

第三条第一項中「開発」を「研究開発」に改め、「開拓」の下に「人材の養成」を加える。

第四条第一項中「開発」を「研究開発」に改める。

第八条第一項及び第二項中「中小企業者」の下に「及び関連事業者たる中小企業者」を加える。

第九条の見出しを「（技術の研究開発の推進等）」に改め、同条中「できるよう」の下に「技術の研究開発の推進、情報の提供及び人材の養成に努めるとともに」を加える。